

## 第2章

# 法学部



## 1 法文学部法学科の設置

- (1) 法学科設置の経緯 .....104
- (2) 法学科発足時の組織とカリキュラム .....105

## 2 城内旧校舎時代の法学科

- (1) 初期数年間の法学科 .....108
- (2) 専任教官の増加と研究教育条件の整備 .....112
- (3) 教養部設置及び校舎改築と法学科 .....114

## 3 城内校舎新築後の法学科の歩み

- (1) 新校舎と法学科の研究教育条件 .....115
- (2) 法学科の運営と教官人事の促進 .....117
- (3) 大学紛争期の法学科 .....120
- (4) 大学院法学研究科の設置 .....122

## 4 法文学部分離と法学部創設への経緯

- (1) 法文学部改組計画の前進と法学科 .....125
- (2) 新法学部の構想の推移 .....126
- (3) 法学部設置準備委員会と教養部交渉 .....128

## 5 法学部の発足

- (1) 新生法学部の講座編成と教官の陣容及び当初のカリキュラムと教務関係 130
- (2) 研究条件の整備と研究室及び法学部紀要『金沢法学』 .....135
- (3) 二部及び夜間主コース問題 .....136
- (4) 入学試験の改革及び学生定員の臨時増募問題 .....138

（ 5 ） 移転地決定と法学部 .....	140
（ 6 ） 学生の状況その他 .....	140
<b>6 法学部の整備</b>	
（ 1 ） 教員選考内規と教員選考等検討委員会 .....	142
（ 2 ） 新キャンパス校舎の設計・建築と移転 .....	143
（ 3 ） この時期のカリキュラム改革 .....	146
（ 4 ） この時期の入試改革 .....	148
（ 5 ） 法学部図書室の整備 .....	149
（ 6 ） 研究活動及び対外的活動の充実 .....	150
<b>7 大学改革と法学部</b>	
（ 1 ） いわゆる「大学改革」の動きと法学部改革 .....	153
（ 2 ） カリキュラム改革 .....	155
（ 3 ） 組織改革 .....	157
（ 4 ） 入学門戸の開放 入試制度 .....	165
（ 5 ） 大学院社会環境科学研究科の設置と法学部 .....	166
（ 6 ） 自己点検評価 .....	167
<b>附 録</b> .....	170

# 1 法文学部法学科の設置

## (1) 法学科設置の経緯

戦前に4度、そして終戦直後の1945(昭和20)年12月にいち早く、北陸総合大学設置に向けての活発な運動が石川県や金沢市などを挙げて行われたが、1947年に一県一国立大学設置の国家方針が示されて、同年11月、改めて石川県限りのものとして北陸総合大学設立準備委員会を設置、これが金沢大学誕生の第一歩となった。翌1948年3月には文部省より、法文学部をはじめ医・薬・工・理・教育の6学部編成の総合国立大学創設の指示がなされて、これが金沢大学法学部発足のいわば原点となるものである。そして法文学部キャンパスは事務局、学生部、一般教養部とともに金沢城址に配置が予定された。金沢城址(大手町1-1、70,883坪)は明治以降旧陸軍兵営として使用され、戦後は進駐軍石川軍政部の管理下にあったが、既に1947年12月、それを返還する旨の指示がなされていて、これを使用しての国立総合大学設立の計画が石川県知事より発表されていた。そして翌1948年3月の文部省による大学創設指示以後、城内改造工事が着手され、同年7月大学本部の改造完了後は、校舎その他逐次改造が進められ、金沢大学発足の準備が急ピッチに運んだ。同年11月には金沢大学教授予定者の顔ぶれが発表された。

しかし、文学科と併せた法文学部法学科の設置確定に至る道は相当の紆余曲折があった。文学科は別として、法学関係のみの経緯を眺めると、1946年8月に人文学部としての法学科・経済学科案、次いで1948年1月に文政学部としての政治学科案、同年3月に至って法(文)学部として法学科・政治学科・経済学科(計15講座)案、そして同年5月の金沢大学実施準備委員会による金沢大学設置計画書に至って、なお文学関係以外は法律学科(8講座)・経済学科(5講座)と計画されているが、これが最終的には経済学科を吸収した形での法学科に落ち着いたことになる。

1949年5月31日、法律第150号「国立学校設置法」の公布により金沢大学が正式に設置され、法学科200名・文学科100名の学生定員300名で法文学部が発足した。同日、鳥山喜一法文学部教授が学部長に補せられたが富山大学学長に転任したので、7月16日伊藤武雄法文学部教授が代わって法文学部長に補せられた。7月25日第1回入学式が行われ、全学部816名の入学が許可されたが、うち法文学部入学者は255名であった。

一県一国立大学の新制大学発足に当たり旧制度の大学、高専がその母体となったが、金沢大学法文学部の場合は全体として旧制第四高等学校がその母体であった。旧制四高は全国ナンバースクール8校の一つで、1887(明治20)年設立の第四高等中学校を前身として、1894年に第四高等学校と改称されたものである。旧制高等学校は戦前旧帝国大学入

学のための予科としての性格を強く持つものであり、当初は英法、独法に分かれた法科クラスも含まれる編成であった。その後1918（大正7）年から戦後までは文科甲類・乙類、理科甲類・乙類の編成で推移した。甲類、乙類は第一外国語に英語を選択するクラスか、ドイツ語を選択するクラスかの区別であり、それでも示されるように旧制高等学校の学科課程の特色は外国語重視であり、第二外国語を含めると外国語時数は全授業の40%に及ぶものであった。この旧四高の理科教官団が金沢大学理学部の発足時スタッフの母体となったように、同文科教官団が初期法文学部、とりわけその文法教授陣の母体となった。しかし法学科については状況は大いに異なる。法学関係は旧四高の「法制」担当教授三由信二以外はすべてほかに求める必要があった。このとき四高卒業者で著名な民法学者であった東北大学教授中川善之助が、同じ四高卒業者で県下大学設立の責任者とも言うべき石川県知事柴野和喜夫に、法文学部の在り方や、特に法学科スタッフの確保について重要な助言や援助・協力を与えることになった。

## （2）法学科発足時の組織とカリキュラム

法学科の教育研究組織は講座制ではなく、学科目制であった。今日の修士講座制になったのは、1971年度に大学院法学研究科が設置されたときである。法学科は13学科目で編成された。まず初年度の1949年度は5学科目で発足し、翌1950年度に9学科目となり、1951年度には12学科目、そして1952年度に13学科目となって完成した。このうち、経済学関係は1953年度から学内措置により経済学科として運営されるようになり、後述の教育課程の3類を専攻する学生は経済学科学生とされた（なお、これが省令化されるのは1965年度からである）。以下においてはこの経済学科を除いた法学科を中心に叙述する。

経済学関係を除く法学科は9学科目から成り、それらを列挙すれば、公法第一・第二・第三（憲法、行政法、国際法・国際私法）、民法第一・第二・第三（民法、商法、民事訴訟法、社会法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）、法理法史学（法理学、法史学）、政治学（政治学、政治学史、政治史）であった。この法学関係9学科目の教官定員は、1952年度時点で助手4名を含む27名であったが、全国新制大学新設の時期に当たり、全国的な研究者不足の状況下で、発足当時数年は相当数の非常勤講師に依存せざるを得ない状態が続いた。このような状態は昭和30年代に入って若手教官の着任により次第に解消されることになる。

創設当初からの着任法学科教官は四高卒業生で京城帝国大学法文学部教授であった松岡修太郎教授（憲法）、東北大学法学部助手より島津一郎助教授（民法）、それに経済学担当の正木一夫助教授の計3名で、さらに1949年11月に長谷川理衛教授（国際私法）が着任した。発足当初は専ら一般教育であったので、専門教育担当教官は極めて限られた数であった。ともあれ、こういった法学科創設期の教員人事については中川善之助東北大学教授が尽力し、専任教員不足を補う非常勤講師もその多くは東北大学法学部の協力で確保され

## 第2章 法学部

た。4 学年がそろった完成年度1952年、法学科の法学関係スタッフを表示すると、表 2 - 1 のとおりである。

表 2 - 1 1952年法学関係スタッフ一覧

教 授	松岡修太郎 清水 兼男	憲法 民法・社会法	秋保 一郎	国際法・国際政治
助教授	品川 登 島津 一郎	商法 民法	岩崎 二郎	刑法・刑事訴訟法
講 師	相内 俊雄 三代川潤四郎 香川 達夫	行政法 法理学 刑事訴訟法	中沢 徳 鈴木 寛	民事訴訟法 政治学

秋保<sup>あきほ</sup>は外務省勤務から赴任、清水は金沢出身で「内縁」の研究により中川の知遇を得ていたが関西学院大学より赴任、品川も関西学院法学部講師から着任、岩崎は満州建国大学より、相内<sup>あいうち</sup>は京城帝国大学法文学部助手より、中沢は福井大学より、三代川<sup>みよかわ</sup>は木村亀二教授門下、鈴木は柳瀬良幹教授の下で政治学を専攻していたが、いずれも東北大学法学部特研生より、香川は東大特研生より着任した。この時点で既に千葉大学へ転出していた長谷川理衛教授も松岡同様、終戦前は京城帝国大学法文学部にあった。これ以後も転出者はあったが教官スタッフは徐々に増強され、1953年：園田格講師（民法）、1954年：服藤弘司<sup>はらふじ</sup>助教授（日本法制史）、福田茂夫講師（国際関係）、和座一清<sup>わざ</sup>講師（商法）、佐藤進講師（社会法）、1955年：前田慶穂講師（政治史）、中川高男講師（民法）らが加わった。

法学科の教育課程は、主として法律学を履修する1類、主として公法と政治学を履修する2類から成っていた（なお前述のように、ほかに主として経済学を履修する3類があった）。それらのカリキュラム内容は、完成年度である1952年度の『学生便覧』から転載した表 2 - 2 のとおりである。法学科の学生定員は前記のように200名であり、法文学部の学生（定員300名）は入学1年半後の専門課程への進学に際して、その選択志望により法学科（200名）と文学部（100名）に分属した。そして卒業に必要な履修単位は一般教養科目50単位、専門科目74単位、合計124単位であった。

表2 - 2 1952年法学科授業科目一覧

科目	単位数	類別学習単位数					
		第1類		第2類		第3類	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択
憲法	4	4		4		4	
行政法第1部	4		4	4			4
行政法第2部	4		4	4			4
民法第1部	4	4		4		4	
民法第2部	4	4			4		4
民法第3部	4	4			4		4
民法第4部	4		4		4		4
商法第1部 A	2	} の内6	} の内2		2	} の内4	} の内4
商法第1部 B	2			2			
商法第2部 A	2			2			
商法第2部 B	2			2			
民事訴訟法	4	4			4		4
刑法第1部	4	4			4		4
刑法第2部	2	2			2		2
刑事訴訟法	4	4			4		4
国際法	4		4	4			4
国際私法	2		2		2		2
社会学	4		4		4		4
法理学	4	4			4		4
法制史	4		4		4		4
政治学	4		4	4			4
政治学史	4		4	4			4
政治史	4		4	4			4
経済原論	4		4		4	4	
経済学史	4		4		4		4
経済史	4		4		4	4	
財政学	4		4	4		4	
金融論	4		4		4	4	
世界経済論	4		4		4	4	
経済政策	4		4	} の内4	} の内4	4	
社会政策	4		4				4
統計学	4		4		4	} の内4	} の内4
経営経済学	4		4		4		
特殊講義	2		2		2		2
外国書講読	2	2		2		2	
演習	2	2		2		2	
計	126	44	82の内 30以上	44	82の内 30以上	44	82の内 30以上

## 2 城内旧校舎時代の法学科

### (1) 初期数年間の法学科

#### 学生と校舎

1949（昭和24）年、新制大学誕生の前年4月に新制高校が発足し、旧制の中学校と女学校の5年卒業者が新制高校3年に横滑りした。1949年にはこれら3年次修了者と、前年に最後の入学者として旧制高校に入り、その1学年を修了した者などが新制度の大学1年に入学するが、中には戦時中、軍関係の学校を経験した者なども含み、入学者の顔ぶれは多彩であった。しかし戦後4年近くを経ているとは言え、当時まだ国民一般に生活上の余裕はなく、1949年入学の全学第1回生は志願者1,644名、合格者1,031名、倍率1.67倍であった。以後1950年は2,113名、878名、2.4倍、1951年は2,169名、808名、2.68倍と、漸次志願者は増加し、完成年度1952年では3,442名、862名、3.99倍となり、その後は、ほぼこのレベルで推移する。法文学部については、法学科・文学科の分離募集が始まった1954年より前のものを表示すると、表2-3のようになる。

表2-3 初期法文学部入学志願者数等一覧

	1949年	50年	51年	52年	53年
志願者	468	611	710	1,136	894
合格者	345	300	277	288	260
入学者	255	287	274	279	250

戦時中まで旧軍隊の兵営が置かれていた金沢城址は、大手門から入って元営庭であった運動場の真ん中を突き抜ける、その左手東側の兵舎が一般教養棟、右手西側の兵舎が法文学部棟として使用された。法文学部棟は運動場を囲むように、コの字形に三つの建物から成り、そこに大小の教室（主として2階）と研究室、教官室が割り振られた。法学科の民事法研究室、公法政治学研究室は北面する1号館の1階にあり、東面する2号館右側1階には学部長室、事務室、大会議室などがあった。旧軍時代の兵舎を転用したものであるからなにがしかの改造はあっても、濃い褐色のいかにも武骨な木造2階建てで、古色蒼然としていたが、日本国中戦災跡はバラック建てで、大多数の国民が耐乏生活を送っていた当時では、校舎に不満を抱く学生は少なかった。それより法文学部棟の廊下にずっと敷きつめられた麻縄編みの「むしろマット」が土足の足音を吸収してくれて、あの貧しい時代に不釣り合いな心遣いが感じられた。1955年ころに大手門口から黒門口へ至る道路に沿って平屋建て教室棟が建ったが、これは新しいだけで、本棟に比べて夏暑く冬寒い建物であった。



## 初期学園生活

校舎・運動場の方から河北坂を上った右側にあった、元酒保（旧軍隊内の売店）の、一段と古びた建物は尾山会館と呼ばれ、1階が食堂で昼食時は混雑した。ここには、ほかに靴や時計の修理屋があり、また2階の西端には、窓からの見晴らしが良い理髪部があって、いつも満員の客を、この利用者の頭髪と一目で識別できる独特なカットで手早くさばいていた。坂を上って左手石川門側では、昭和20年代後半に中講堂と呼ばれた大教室が使われるようになり、また集会室や喫茶部も作られたが、もとより手軽な建築であった。城址本丸の昔ながらの踏み段を上ったところにあった三十間長屋を書庫として、それに隣接するように建てられた木造2階建て図書館も、大学発足2年目の1950年の新築であったが、概して城内の建物は旧軍時代からのものであり、中には八重むぐらに生い茂った草地に大きな石が幾つも転がっていたり、その向こうには煉瓦造りの、見るからに不気味な重畳倉の牢屋とおぼしき低い建物があったりしたが、本丸奥の木立の中は気持ちの良い散歩コースで、その外れから市内を一望することができた。

マンション、アパートの現代と異なり、自宅通学以外の学生はほとんど2食付き下宿か学生寮に居住した。経済的余裕の少なかった時代であり、学生寮への入寮希望者は多く、毎年定員の3倍に達した。北溟寮、泉学寮のほか平和町に北斗寮、また女子の白梅寮は広坂通りの元附属小学校構内にあった。いずれも戦前の施設を転用したもので、老朽化がひどく、雨漏りしたり、風や雪の吹き込むものであったが、寮生は先輩後輩の付き合いの中で寮生活の青春を満喫した。社会全体の経済活動が低調であった当時では学生アルバイトの口は多くなく、週2回の出張家庭教師が最高の仕事であったが、遊興費や旅行代稼ぎの現今のアルバイトと異なり、アルバイト代は申し込んでもなかなか当たらない奨学金とともに、授業料や本代下宿代に充当される場合が多かった。そういった学生生活の中での最高の潤いは映画観覧で、“総天然色”の当時全盛の洋画を見たあと、郭公、芝生、ボタン、アミ、モナミといった喫茶店で一杯のコーヒーを飲みながら、映画談議にふけるのが最大の贅沢であった。1955年ころに法学科学生が中心になって大学新聞会を作り、活発に活動して、その『金沢大学新聞』は当時なかなか好評であり、そういった学生の多くがその後、中央・地方のジャーナリズム界で活躍した。

## 教育と研究

完成年度1952年、法文学部全体の教官研究費は2,930,360円、旅費は609,000円、学生経費は1,320,460円であったが、何もかもが不足不自由な発足初期であった。旧制帝大での専門教育の基礎となる、リベラル・アーツを教授する旧制高校を発足母体とした法文学部であったから、スタッフがそろっていた文学科に対して、法学科は当初慢性的スタッフ不足に苦しんだ。その不足を埋めるために非常勤講師による集中講義が行われた。中川善之助（民法）、木村亀二（刑法）、高柳真三（日本法制史）、柳瀬良幹（行政法）、伊沢孝平（商法）、世良晃志郎（西洋法制史）などの東北大学教官や、名古屋大学の戸沢鉄彦（政

## 第2章 法学部

治学) 五十嵐豊作(西洋政治思想史)が来講し、そのほか四高出身で、松岡転出後「憲法」の非常勤として来講し、一時期併任教授も勤めた滋賀大学の森順次や、それに田岡良一(国際法) 実方正雄(商法) 沢田哲夫(民事訴訟法)らの諸教授が初期の法学科に来講、講師宿舎には城内の鴻志寮(5室)がよく利用された。

講義教科書については戦前に出版された和書は役に立たないことが多く、また戦後間もないころでは適当な新しい本も出ていなかったため、外国書を利用して要点筆記というような形で授業が進められることもあった。もっとも当時の法学科研究室には洋書は乏しく、旧制の他大学図書館から借用したり、あるいは少ない研究費では教官が自前で買い求めねばならないことが多かった。また「外国書講読」では教務員のタイプと謄写版印刷に頼ることが多かった。

海外からの引き揚げの際に一切の書籍や資料を散逸し、研究を零から始めねばならない教官もあり、当初は研究費・旅費に職位による差もあって、とりわけ若手教官は個人書籍の購入で苦労があった。古びた旧兵舎1階を間仕切りした研究室の備品は、古ぼけた机と2脚の椅子にいくらかの木製書架で、暖房は炭火の火鉢から始まって石炭ストーブ、それから石油ストーブへと替わった。1955(昭和30)年ころになって扇風機が入った。当初は下駄履きの学生が多く、校舎内廊下にマットが敷かれて、ようやく騒音に悩まされなくなった。

これに加えて教官の住宅事情もまた、非戦災都市とはいえ深刻であった。公務員宿舎は平和町に木造平屋建て3室のものが10戸ほどあって、うち3~4戸が大学に割り当てられていた。大学宿舎としては城内に旧将校宿舎を改造した長屋があり、約40世帯が居住し、そのほか弥生町に旧師範学校跡の改造宿舎、旧四高敷地内の宿舎、また木曾町宿舎などがあったが、いずれも狭く老朽化したものであった。それでも入居希望が多く、各学部持ち分の中で順番を待った。宿舎以外では民家の2階や離れを間借りしたり、運良く県営アパートに入居できる場合もあった。昭和40年代に入ってようやく涌波宿舎、平和町宿舎が建てられたが、初期では入居住宅の確保が赴任に際しての重大な条件であった。

1951年、完成年度の1952年と教官スタッフは徐々に充実され、乏しい中にもようやく研究態勢が整って、研究活動も活発化してきた。1951年9月には法経一体の会員形式研究会「金大法経学会」が機関誌『法経研究』第1号を刊行、翌1952年10月に第2号を刊行したが、別に学部教官の研究成果を発表する『金沢大学法文学部論集』が同年に計画され、分野別分冊中の『法経篇』として、1953年度以降年1回研究成果が刊行された。そのほかにも1951~1952年ころには法経有志による研究報告会が、1955年ころには文・法・経有志によるマルクス・レーニン主義分析研究会などが持たれた。

初期の教養教育と法学科のかかわりに一言すると、1963年の教養部独立までは、教養教育は主に法文・教育・理学の3学部から出講してその授業を担当し、法学科からは憲法・法学・政治学の授業に若手教官が交代で出講した。昭和30年代に入って教養部にクラス担任制が敷かれ、法学科からは2名が担任として出て、学生の様々な相談を受けたり、

進学ガイダンスを行った。

### 政治的社会的情勢と法学科

新制大学発足の1949年は、戦後焼け跡の混乱期を脱していたとはいえ、衣食住にわたり国民の大多数はなお乏しい生活を強いられており、占領軍の軍政の下で政治的にも社会的にも不安定要素が満ちていて、諸々の対立が世情世相をいやが上にも尖鋭化していた。1949年には下山事件、三鷹事件、松川事件が相次ぎ、翌1950年には朝鮮戦争が起こって、占領軍指導で労働界にレッド・パージの嵐が吹き荒れ、各地大学にイールズ旋風が巻き起こり、また自衛隊の前身である警察予備隊が生まれ、「君が代」が復活する。1951年には戦後の公職追放者が続々と解除され、同年9月には単独講和条約、安保条約が調印、翌1952年には騒然たる中で破防法制定、1953年には内灘問題、1954年にはビキニ水爆実験と第5福竜丸の被爆事件が起こった。この数年は混乱に始まって次第に右傾化の徴候が強まった時期であり、相次ぐ炭坑・鉄鋼その他のストと呼応するかのようになり、全国的に学生ストライキが頻発し、学生と警察の衝突も起こった。法文学部学部会も、例えば1950年10月14日に、レッド・パージ粉碎のための学生大会について論議している。1953年5～6月にピークを迎えた県下内灘海岸の米軍試射場新設反対闘争は、基地反対運動の草分けとして位置付けられるものであったが、全国から労働団体や学生、進歩派知識人が応援部隊として多数集まる中、地元大学として少なからぬ法学科学生も授業放棄し、市中デモや現地座り込みに参加した。

### 教授会・学部会・学科打ち合わせ会

法文学部の教官組織が、多くの、かつ懸け離れた研究分野の合同体であり、また構成員も全体としては当初から相当な数であったため、何かと意思の疎通を欠きがちであり、一つのまとまりを持つことは簡単ではなかった。そういったことも勘案し、運営の能率化、徹底化を目指して三層の審議体、すなわち学部内の教授のみによる「教授会」、専任講師以上による「学部会」、学科単位の「打ち合わせ会」が当初より存在した。教授会は1952年度で20名構成、人事・予算等学部運営の基幹事項を決定するものであったが、例えば1950年12月1日には暖房について早急に立案決定する必要性を論議し、学生には教室にて外套着用を許可する旨の決定をしていて、これはいかにも時代の流れをうかがわせる。学部会は学部長・評議員の選出や、教務関係・補導関係等一般学部運営について審議決定した。1949年当初からこの二つの合議体の形が長く続いた。一方、法学科の学科打ち合わせ会は当初、法経合同で行われていたが、1953年実質上の経済学科分科に基づき、1954年からは経済の教官のみの打ち合わせ会が別に持たれるようになった。経済が分離したあとの法学科は、その後秋保・清水両教授によるいわゆる「二人教授時代」が数年続くが、学科打ち合わせ会で審議した概算要求案が法文学部教授会で認められず、若手教官が学部長に直訴するというようなこともあった。文学科や経済の若手教官も含めて助教授・講師

## 第2章 法学部

から成る任意の会合「助講会」が持たれ、学部会で教授会メンバーと鋭く対立することもあった。なお1952（昭和27）年10月、「金沢大学管理規定」に基づき、学部会は最初の学部評議員を選出しており、法学科からは経済の正木一夫教授が選ばれたが、その後同教授の転出により、翌年4月には清水兼男教授が選出された。

### （2）専任教官の増加と研究教育条件の整備

#### 教官層の充実

完成年度1952年の、経済学関係を除く法学科教官スタッフは、前記のように助手4を含む27名の定員に対して、教授3名、助教授3名、講師5名、計11名であった。その後も停年退官や転出があって定員充足は容易ではなく、1953年度から1957年度にかけての二人教授時代（その間1955～1957年の森順次、1957～1958年の中川善之助両併任教授を含めると3～4名）が続いた。このように陣容充実の過程は必ずしも順調ではなく諸々の困難もあったが、それでも徐々に整備されて1958年度には19名、そして大学発足10年の1959年度には、助手を含み定員23名に対して表2-4のように21名（ほかに助手2名）のスタッフが整うに至った。

表2-4 1959年法学関係スタッフ一覧

教授	秋保 一郎	国際法	清水 兼男	民法・社会法
	岩崎 二郎	刑事法	三戸 寿	外国法
	服藤 弘司	日本法制史		
助教授	品川 登	商法	三島 宗彦	民法
	三代川潤四郎	法理学	鈴木 寛	政治学
	福田 茂夫	国際関係	海原 文雄	外国法
	香川 達夫	刑法・刑事訴訟法	和座 一清	商法
	佐藤 進	社会法		
講師	相内 俊雄	憲法・行政法	中沢 徳	民事訴訟法
	野村 敬造	憲法	前田 慶穂	政治史
	中川 高男	民法・外国法・法学	深谷 松男	民法
	岩佐 幹三	政治学		

#### 法政学会、学外活動

前記のように1953年以降『法文学部論集・法経篇』が発行され、先の『法経研究』に続き法学スタッフの研究発表に有力な機会を提供したが、さらに法学科独自で学外者も含めた「金沢大学法政学会」が1955年6月組織され、機関誌『金沢法学』は同年10月の第1号以来今日に至るまで、原則として年2回継続発行されている。1957年12月から法学科3・4年生有志の自主活動団体による「法律相談所」が開かれて、県民の法律相談に当たり、また夏期休暇には能登への出張相談も行った。きっかけは中川善之助非常勤講師が講義の際に東北大学の法律相談所の話をし、それを聞いた学生が自分たちもと、本学で

の開設にこぎ着けたものである。当初は指導教官も居なかったが、大学に届け出る必要から中沢徳講師が最初の顧問を務めた。

#### 専門課程進学時の振り分け

大学発足当初、法学科200・文学科100の学生定員は、入学時には区別なく法文学部300名として一括入学し、1年半の一般教養課程で所定50単位の5分の4以上を履修した後、希望によって法学科各専攻、文学科各専攻に進学していた。しかし当然予想されるように希望者数と定員枠が一致しない場合が多く、第1志望、第2志望を取り、教養課程の成績によって第2志望に振り分けられるというようなことも起こった。

例えば1953年10月の進学期には志望の多かった法学科は200名に絞り、後は第2志望に回った。そのため翌1954年度からは入学に際し、法学科200・文学科100として分割募集（1958年度からは文部省の工学系重視策による文系削減により180と90）になった。しかし、それでも各学科内で志望のアンバランスが出てきて、1954年進学期からは法学科（1・2類）120、経済学科80を一応の分属の目安とし、一方への片寄りが極端な場合は、教養課程での語学の成績で第2志望へ回るというようなことも、経済学部独立まで行われることがあった。

#### 専攻科の設置

専攻科設置は法文学部初期からの悲願であった。1952年の申請に対して1955年度よりの設置が予定されながら結局は認められず、その後も毎年のように申請が行われたが、遂に1958年度から法学専攻8名、文学専攻12名の専攻科を設置することが認められ、同年5月より開講されるに至った。

#### 卒業生の進路

大学発足後の10年間、日本は朝鮮戦争によるしばらくの好景気以後、消費・神武・岩戸と呼ばれた好況と、なべ底と言われた不景気を含む不況とを、交互に目まぐるしく繰り返した。第1回卒業生の出た1953年春は比較的好況の時期に当たったこともあって、学部全体の就職斡旋委員会の活動のほか、法学科としては独自の特別な進路開拓や就職斡旋を行うことはなかったが、銀行など金融機関をはじめ一般製造業、ジャーナリズム関係、公務員等、各界に広く進出した。

初期のころは司法試験や上級公務員試験に挑戦する者も多く、その合格率は全国国立大学中で優れた成績を残した。景気の変動に左右されることもあったが、概して法学科の就職は順調であった。昭和30年代に入って、科内に就職委員会が設けられ学生の就職相談に応じ、また会社を回り求人依頼をして、学生の進路決定に万全を期する態勢になった。ちなみに大学発足満10年の1959年3月末、当年法学科の就職率は96.3%であった。

### (3) 教養部設置及び校舎改築と法学科

#### 教養部クラス担任制の採用と法学科

1955（昭和30）年ころから法文学部学部に於いて一般教養課程の不備・欠陥をめぐり論議が始まり、当時の一般教養委員会と学部の間で、一般教養課程の年限や補導指導体制についての論議を経て、1956年秋には教養部にクラス担任教官制が採用されることになった。それにより翌1957年、法学科は1学年1組と2学年1・2組の担任教官各1名を推薦した。以後毎年度2名のクラス（法学科）担任教官を送り、担任教官は1クラス50人の学生の相談を受けたり、専門課程への進学ガイダンスを行ったりした。

このクラス担任制と教養部委員会及び一般教養課程の法学・政治学・憲法の講義担当を通じて教養課程学生の指導に当たっていたために、1960年の第一次安保闘争に教養部学生が参加したときに、法学科の教養教育関係教官は法学科教養課程学生との対話の関係を保つことができた。

#### 教養部専任教官制への移行と法学科

安保闘争後学園が平静に戻った1960年秋から、教養部学生との接触を密にするために、専任教官制の問題が浮上した。しかし教官増員は望めないで、当時教養教育を主として担っていた法文学部と理学部から教官の定員及び現員を供出するという問題になった。これに対して法学科は、一般論としては理解できるが、教官定員並びに現員の供出は法学科の弱体化を引き起こすとして慎重な態度であった。

この問題については、1961年には学長を委員長とし各学部長を委員とする教養部検討委員会が作られ、その下に全学的協議が進んで、1962年12月の教養部検討委員会において、関係学部からの定員の振り替えと教官の移籍による専任教官制が決定し、1963年に分校として教養部教官専任制が発足した。これにつき法学科は、教養教育への協力の意志はあるが、現在の教員組織では教官定員の供出は困難であるとの意見を述べ、委員会においてもやむを得ないものとして了承され、法学科からの定員移行の振り替えはなかった。

#### 校舎の移転改築と法学科

校舎の移転改築は、1957年に当時の学長が理学部を場内に移転し城内校舎を新築するという構想を出した前後から、全学的課題として論じられるようになるが、1961年に入ると、文部省は、金沢大学整備計画として理学部を城内キャンパスに移すとともに同キャンパスの全部局建物を改築することを決定し、法文学部は城内の旧二の丸（当時は事務局敷地）に校舎を新築して移転する計画が固まった。そして翌1962年7月21日に法文学部校舎の起工式が行われた。

翌年1963年1月からまれに見る豪雪（いわゆる38豪雪）で、春になって行われた新築校舎への引っ越し（法学科は5月26日～28日）は、原則として休講にはしないとしたた

め大変な作業であったが、法学科にとって新しい時代の幕開けを覚えさせるものであった。なお、竣工式は1963年6月17日に挙行された。校舎の新築移転のそのほかについては、「法文学部史」の関係箇所を参照されたい。

## 3 城内校舎新築後の法学科の歩み

### (1) 新校舎と法学科の研究教育条件

#### 新校舎の施設設備の概要

法文学部の新校舎は東西に長い鉄筋コンクリート4階建て1棟で、城内キャンパス校舎の中で最初に新築された。引っ越したとき、旧師団司令部建物である事務局建物がまだ法文学部棟の前にあって陽光を遮っていたが、新校舎は広さの点でも機能の点でもこれまでより数段優れており、また城址の高い地点にあったため、北側の教室・研究室の窓から日本海を遠望することができ、教職員も学生もこの新校舎の中で生き生きと活動を始めた。

法学科の教官研究室の多くは3階と一部4階にあり、経済学科・文学科・史学科と混在していた。3階中央玄関左側の北側に合同研究室2室があり、ここが法学科図書室になっていた。第1研究室向かいに教職員室、同じく3階中央付近南側に法学科・経済学科共用の2スパンの教官控室があり、教官の交流の場になっていた。もっとも、後に経済学科研究棟(分館)が新築された後は、教官控室は法学科専用のものとなった。

#### 法学科の予算と研究条件

新校舎への移転当時、法学科は9学科目構成であったが、その校費は法学科共通図書費と教官個人研究費とに分けられており、後者については、教授・助教授・講師全員に平等に配分する方式が取られるようになっていた。予算委員が法学科を代表して法文学部全体の予算配分の審議に参加し、そこで決定した法学科配当予算の配分については、法学科共通図書費の執行に当たる図書委員と予算委員が協議して、法学科打ち合わせ会に共通図書費枠の原案とともに個人研究費使用枠を提示する仕方で行われていた。

しかし、予算総額そのものが少なく、法学科として必要な基本図書さえ全く不足していた。法学科は旧第四高等学校に法制通論の教授が居た以外には、全く母体の無いところに作られたものであったから、法学政治学の研究教育の基本図書はほとんど無いままに発足した。法学科発足後は、法学各分野の基本図書の購入整備にかなりの努力が払われてきたが、それはなかなか進まなかった。個人割り当ての研究費も極めて少ないため、特に若手教官は基本資料と研究費の不足に悩まされた。春夏秋冬の休みにはそれぞれの出身大学の研究室に帰って図書資料を筆写することは当たり前であり、滞在費節約のため比較的近い

## 第2章 法学部

京都大学や名古屋大学等に出かけても筆写する時間が不足し、写真機を持参して接写し、大学に帰って現像することを行っている。したがって、基本図書購入費よりも優れた写真機や現像室のための経費に予算を使うこともあった。昭和40年代に入ると、ようやく複写機が利用できるようになり、複写機の購入やリースのために共通費を使用することが多くなる。

このような状況の中で、昭和40年代前半までに着任した教官の多くは、自分の研究テーマに集中して文献資料を収集するようになり、したがって基本図書の整備は遅れることにもなったし、その教官が他大学に転任し後任者の着任が遅れると、それまで購入されていた関係雑誌の継続購入が打ち切りになるなども起こった。研究手法のもう一つは、地方に埋もれた資料の発掘や実態調査によるもので、これはそれなりに学会に寄与するところがあったと言えよう。しかし、このような状況は若手教官の定着率を低くし、他大学への流出とその補充人事が慢性的になるという傾向をつくり出していた。

### 法学科図書室とその管理運営

法学科合同研究室は同時に図書資料室であって、旧校舎時代から第1研究室（主として和書・和雑誌）と第2研究室（主として洋書・洋雑誌・判例集）の二つがあり、法学科の共通性のある図書資料を置いて教官及び学生の利用に供していた。旧校舎時代は木製の書架を並べていたが、新校舎になってスチール製の書架となり、収納図書数は増大した。

法学科図書の管理担当は図書委員であったが、図書室の図書雑誌の貸し出しその他の事務は合同研究室に机を持つ2名の助手が当たった。法学科の助手定員は発足当初から2名であり、その職務は研究と併せて学生の図書室利用の指導及び図書の管理事務とされていたが、研究費などの研究活動の保障はなく、いわゆる事務助手であった。もっとも、他大学大学院に進むなどして大学研究職に就いた人が、大学院法学研究科発足前に数名居ることは、注目されるべきである。図書室関係事務を司書ではなく助手職の人に依存する仕組みでは、図書室の業務に不備な面が生じやすく、この問題は図書資料が多くなるとともに法学科の重要な問題となっていく。他方、大学紛争の中で助手問題が重要な問題になってゆくにつれて、図書室業務員の確保の問題が浮かび上がる。こうして、法学科は助手席の一つを使って図書室事務専任の助手を採用することに踏み切り、1968（昭和43）年にはじめて文学科出身者を助手に採用した。助手席を司書採用に用いる端緒をここに見ることができる。

なお、第1研究室と第2研究室は助手が各1名所属する仕方で、それぞれの机を置いていたが、助手の司書的機能強化とともに第2研究室の入り口を封鎖し、二つの研究室相互の壁に通路を設けて、1室として管理できるようにし、第2研究室は書庫になった。

### 教務員室のこと

新校舎3階中央より左の南側、教室部分に最も近いところに教務員室が置かれた。教務員



は当初から2名で、教官研究室関係の諸種の事務、講義・演習等の教材の作成・配布、研究会等の事務その他に当たっていた。特に、全学生の必修であった外国書購読のテキストをタイプ印刷することが、教務員として最も時間を要する仕事であったが、昭和40年代に入って高性能の複写機が導入されるのに伴い、テキスト作りの労務の比重は比較的軽くなった。

その間に事務部門の整備が進んで、職務の上では教務担当の学生係所属として位置付けられる方向に進み、また定員削減の問題との関係で教務員の定員と配置の問題は、5学科と事務との間でしばしば困難な問題となった。

## (2) 法学科の運営と教官人事の促進

### 経済学科の新設と法学科

新校舎に移って間もなく、長い間概算要求してきた法文学部の学科充実が進められた。1964年度に文学科が改組されて哲学科、文学科及び史学科となり、次いで1965年度には経済学科が設置されて、法文学部は5学科構成となった。このような学科構成はかなり早い時期から念願していたことであって、法文学部は事実上5学科編成の運営をしてきていた。

特に経済学科は、制度上は教育課程としての法学科第3類であったが、独立して経済学関係教官の会議（経済学科打ち合わせ会）を行っており、学部全体の承認の下に制度的に可能な限り独立学科としての運営がなされていた。そのため経済学科の法制上の独立新設は、法学科に特に大きな影響はなかったが、法学科の入学定員が100名、経済学科が80名となり、これまでのような進学時の分属問題はなくなり、法学科との関係では転学科の問題に変わっていく。また、『法文学部論集・法経編』は1966年度より『法学編』と『経済学編』とに分かれた。

### 法学科打ち合わせ会と学科運営

法文学部は、学部共通の事柄（人事と予算の最終決定は教授会、教務その他全学科に共通の問題は学部会）以外の事項については各学科の会議により進められており、法学科は講師以上の専任教員で構成される法学科打ち合わせ会の会議により運営されていた。打ち合わせ会の構成、権限及び手続きなどの定めは学内規程にはなっていなかったが、法制化された学科である以上、学科内の申し合わせと慣行は重視せざるを得ず、打ち合わせ会は法学科の事項に関しては、少なくとも内部的には実質的決定権を有していた。

まず、打ち合わせ会において全員の投票により教授のうちから主任が1名選出され、その主任が会議を招集し、議長を務め、学科を代表して主任会議等に出席した。打ち合わせ会では、教官の採用・昇格・割愛等の人事が審議され、その承認があるときに学部教授会に提案することができることになっていた。その他、学科関係の概算要求、学科内部の予算の配分、教務・学生補導、図書資料の充実などの教育研究条件の整備などについて審議していた。

## 第2章 法学部

このような法学科運営のために、主任のほかに、教務委員（学生補導も兼ねる）、予算委員、図書委員、編集委員、就職委員、住宅委員、各棟委員などの委員が置かれていた。編集委員は前記『法学編』の編集担当である。就職委員は、昭和30年代の就職困難な時期、学生の紹介や推薦にとどまらず、学生の就職口の開拓や採用依頼に奔走したが、この時期になるとその奔走は少なくなり、就職委員の企業への挨拶回りのための出張旅費も昭和40年代に入ると次第に無くなる。住宅委員は住宅事情が依然として悪かったため、この時期なお大きな役割を果たしていた。各棟委員とは、旧校舎時代に法学科・経済学科の1号館、事務部・哲学科・史学科の2号館、文学科の3号館と別棟に分かれていたことから、研究室の諸条件整備や相互交流につき配慮する委員として各棟単位に置いていたもので、新校舎に移った後もこの委員は継続し、法学部では今日でもこの名称が用いられている。

### 昇格人事の停滞とその打開

法学科は学科目制であり、9学科目により教官定員が編成されていたが、法学部に残る講座別教官定員及び現員表によると、1967年度は表2-5のように表示されている。括弧内は現員数である。

この表は若干の説明を要する。保存されている定員表によると、学科目制であるためか、学科目の表示が年度によって異なる。発足当初は公法第一、民法第一などの表示になっており、以後このような表示である年度と、前記の表示の年度とが入り組んで出てくる。その順序も今日の常識とはかなり違う。助手席は学科として二つであったが、それが付けられている学科目も年度により変化がある。当時法学科の有力教授が民法と労働法の両方を担当していたことも関係あるだろうが、そのほかにも、一部のいわゆる有力教授たちによって進められる教官人事の偏りが原因とみられる変化がある。

しかし最も注目されることは、教授席がかなり空いていることであろう。法学科は1963（昭和38）年ころから教授席倍増の概算要求をしているのに対して文部省からはまず定員充足が必要との回答があったが、その後も教授人事は進捗しない状態が続く。こういう中で、1968年度の法学科主任選挙ができずに、大沢衛法文学部長が主任を兼務するとの記録が出てくる。1966年ころから法学科では、既に教授昇格期に入っているベテラン助教授の教授昇進が遅れているとの不満が出始めていた。学科目制であるからポスト使用については若干の柔軟性があったはずであるが、学部教授会がポストの流用を認めないというのが、法学科の教授層の説明であった。しかし、外部からの教授採用は進められるが、ほかの分野では定員以上の数の助教授が居るという状況は一向に改善されず、教授層に対する批判が強くなって、1968年3月の打ち合わせ会では、主任選挙において過半数を大きく上回る白票が出て、主任を選出できない事態となったのである。

以後約2年間、いわゆる大学紛争期を挟んで、法学科打ち合わせ会と法文学部教授会は人事促進をめぐる緊張状態の中に置かれる。1969年5月と6月、法文学部教授会は、法学科打ち合わせ会が難産の未打ち出した法学科充実のための計画案をめぐる4度にわ

表2 - 5 1967年度教官定員・現員表

学科目	授業科目	教授	助教授	講師	助手
憲法・行政法	憲法, 行政法総論 行政法各論, 行政学	1(1)	1	(1)	1(1)
国際 民法	国際法, 国際関係	1	1(1)	(1)	
	民法総則, 物権担保物権法 債権総論, 債権各論 親族相続法	1(1)	1(1)	1(1)	
社会 商法	労働法, 社会保障法	1(1)	1		1
	商法総則, 商行為法 会社法, 有価証券法 保険海商法, 経済法	1	1(2)	(1)	(1)
民事訴訟法	民事訴訟法, 国際私法 破産法	1	1(1)		
刑法・刑事訴訟法	刑法総論, 刑法各論 刑事訴訟法, 刑事学	1(1)	1(1)		
政治学 法理・法史学	政治学, 政治学史, 政治史	1	1(2)	1(1)	
	法理学, 法制史(日本, 西洋) 外国法, ローマ法 法思想史	1(1)	1(1)	1	
合計		9(5)	9(9)	3(5)	2(2)

たつて論議し、まず法理・法史学選考委員会の人事促進を決定し(6月4日)、次いで国際法・国際関係、政治学、商法及び民事訴訟法の各教授選考委員会の設置と定員1名の学内借用とを決定した(6月18日)。

そして1970年4月には、すべての学科目に教授1名のほか、教授ポストを一つ借用して教授10名、助教授8名、講師1名の陣容となる。ようやく整ったこの陣容をもって、法学科は大学紛争以後の学科充実を進め、大学院を設置する次の躍進期に入るのである。このような躍進のための脱皮の動きの背後には、1967年9月、法学科草創のときから協力した中川善之助東北大学名誉教授が学長に就任したことがあることも確かであろう。

なお、法文学部は学問分野を大きく異にする複数の学科によって構成される学部であり、法学科の教授が少なかつたなどの諸事情もあって、法学科の人事構想どおりに人事が進まないことが時折生じ、法学科打ち合わせ会で承認された昇任・採用の人事が教授会で否決されたことも幾つかあったことを記しておく(1959年、1975年、1977年など)。

#### 研究活動の充実と金沢大学法政学会その他

教官スタッフの充実とともに法学科の研究活動も拡大された。金沢大学法政学会は引き続き研究発表機関誌としての『金沢法学』を刊行し、『金沢大学法文学部論集・法学編』とともに学界における比重を増しつつあった。金沢大学法政学会は法学科の講師以上の教官を理事とする法学・政治学研究推進の任意団体であり、理事会において理事長、庶務、会計、編集担当、研究会担当の委員を立てて運営していた。その資金収入は会員の会費によ

## 第2章 法学部

り、学生会員の入会は専門課程への進級時に募り、会員には『金沢法学』を配布していた。昭和30年代後半に入ると連載論文及び掲載希望の論文が多くなり、資金の増加を必要とするようになったので、学生会員の募集に積極的になり、進級時のオリエンテーションにおいて委員が強く入会を呼びかけたりしたが、この時代に入って入学時に案内書を配って入会を勧誘し、会費も入学時に納入させる方式に踏み切った。これにより多くの学生が入会し、資金の裏付けにより『金沢法学』に多くの論文を登載することができるようになった。理事会も『金沢法学』配布のほかに、法政学会主催の学生向け講演会を催すなどして、学生の法学研究への関心を高める努力をしている。しかし、大学紛争期を過ぎた後、法政学会運営への学生参加の問題などを考慮して、次第に熱意のある学生だけの入会とするようになり、昭和40年代末期には入学時の会費徴収は廃止した。

教官の研究活動の充実とともに、本学科卒業生で他大学の大学院に入って法学分野の大学教員になる者が多くなっていった。法学科発足から大学院法学研究科の発足前までを見ると、塩田親文（1953年：鈴鹿国際大学、商法）、福田志津枝（1953年：愛知文教女子短期大学、家族関係）、板村丞二（1954年：大阪電気通信大学、商法）、久我澗子（1957年：金沢大学、刑事政策）、金川琢雄（1959年：金沢医科大学、医事法）、高橋貞彦（1959年：近畿大学、刑法）、清田明夫（1960年：金沢大学、民事訴訟法）、木柵照一（1964年：立命館大学、国際私法）、斎藤武（1964年：立命館大学、商法）、柵田洋一（1965年：高知大学、社会保障法）、片岡直（1966年：福岡大学、労働法）、若曾根健治（1966年：熊本大学、西洋法制史）、木内隆司（1970年：和歌山大学、労働法）、木崎安和（1971年：熊本大学、民法）、矢沢昇治（1971年：専修大学、国際私法）などがある（カッコ内は卒業年次：所属大学、専攻分野）。

### （3）大学紛争期の法学科

#### 大学紛争と法学科の動向

1966（昭和41）年春、学生が新築の学生会館の管理への参加を要求して学生会館を占拠したところから、金沢大学はいわゆる大学紛争の時代に入る。大学紛争について、特に1969年9月文科自治会学生の校舎封鎖、学部長の学生との団交、文科学生の無期限スト、そして翌年1月28日から授業再開という一連の出来事とその真因及び意味ないし結果するところについては、「法文学部史」の章その他に譲り、またこれと並行して法文学部学部会が学部改革、すなわち教授会一本化に取り組んだことについても同様にそれに譲るが、重視すべき2～3のことを記述しておく。

まず法文学部は、1970年から翌年にかけて、講師以上の教官により教授会を組織することを学部会、次いで教授会において論議し決定した。もっとも、上級人事の規定は評議会で保留となったため、この事項を除いて1971年11月より講師以上による教授会が発足する。このことにつき第1に、法学科においては、この改革と並行して学科の主体性と学

科会議（打ち合わせ会）重視も明確にすべきであるとの主張があったこと、そして学部会及び同改革委員会での論議にそれなりに一定の役割を果たしたこと、またこのことは学部分離・法学部創設論へとつながっていくことを指摘しておく。第2に、教授会一本化は二重構造であった法文学部教官会議の脱皮成熟であるが、それは、主体性ある実体をもった学科会議が存在していたこととともに、学部分離により創設される法学部の教授会の基盤をつくったこととして重要である。

次は助手問題で、法文学部助手会が助手の身分（特に任期の廃止）と、職務の明確化を求めて学部長に対して公開質問状を出し、さらに1971年11月、その回答を求めて数名の助手が学部長室に座り込みをする事件が起きた。法学科の助手は座り込みに参加していなかったが、法学科の助手が事務助手的であったこともあって、法学科は更に考慮すべき問題を抱えており、助手会との折衝委員を立てて話し合いを行っている。

### 法学科学生の動向

法学科学生も紛争期の政治問題及び大学問題には敏感に反応したが、全体としては落ち着いており、文科学生の封鎖及び授業放棄には同調しなかった。1969年9月下旬、文科自治会の学生が校舎を封鎖したときは、法学科・経済学科の学生の反発行動が積極化する緊張状態があったが、ほどなく法学科の教官は出入りできるようになり、同年10月に文科自治会が1ヵ月スト決議をして校舎への教官の出入りを拒否したときも、法学科の授業は妨害しないとの態度を取って、法学科の授業はほぼ平常どおり行われ、その年末の文科自治会の無期限スト、翌年の医学部機動隊導入問題が起こったときも、法学科の授業と学生の学習は平常どおり行われたのであった。また、法学科学生は卒業に当たり、経済学科学生と一緒に卒業記念文集『法経』を毎年作ってきたが、この時期もそのことは続いている。

### 法律相談所と法友会

法律相談所は、金沢市内においては大学構内の部室や金沢市公民館などで毎週2回相談を行ってきたが、この時代になると金沢市公民館その他キャンパス外でも定期的にするようになり、さらに県外でも、富山市、福井市、高岡市、また加賀の市町村などの市役所・公民館等における出張相談を行うようになった。特に、金沢市中央公民館における毎週土曜日午後の相談は、1973年以来続けており、同公民館の事業ともマッチして成果を上げていく。また高岡市役所市民相談室と連携した出張相談は1970年代後半から10数年の長期に及んだ。さらに、市民の法律問題への関心を高めるために模擬裁判をしばしば行った。大学紛争のこの時期も「有責配偶者の離婚請求事件」などをテーマとしてシナリオを作り、北國新聞社の北國會館等で上演した。また、機関誌『法窓』をほぼ毎年発行するようになる。法学科の主として民事法関係の教官（この時期以降、長く深谷教授が責任者。そのほかに佐々木、徳本伸一、東海林邦彦各教官など）が顧問をしていた。法学科は、これらの

## 第2章 法学部

サークルの教育上の意義を認めて、新校舎に移った後、新校舎の西隣にあったプレハブ造りの平屋の車庫を若干補修して専用の部室とした。

法友会は司法試験受験勉強の自主的學生サークル（法学科登録）で、1955年に、翌年最初の合格者となった上野精（元名古屋地方裁判所長・弁護士）ら11名の法曹志望學生が研究会を始めたのが、その出発点である。1957年に一挙に3名の合格者を出し、その頃中沢徳講師が、また後に香川達夫助教授が顧問になった。弁護士ないし司法試験合格者の先輩が土曜・日曜などに答案作成会等の指導に当たり、1960年代には司法試験に10名ほど合格するなどの実績を挙げ、堅実な活動をしていた。新校舎に移る前後から、顧問は佐々木教授、次いで野中俊彦教授になった。部室を前記プレハブの中に与えられていたが、後に校舎3階にできた第3合同研究室を学習室として使用することを許されていた。

### 中川学長の就任と法学科學生

著名な民法学者であった中川善之助学習院大学教授（東北大学名誉教授）が、金沢大学学長に就任したのは1967年9月であった。中川学長は、前述のように法文学部法学科の設置のとき以来多大の協力をし、また毎年集中講義に来ていたので、法学科教官たちだけでなく、教室で中川教授の名講義に接して同教授を敬慕していた法学科學生も大いに喜んだ。当初、中川教授が学長就任を固辞したとき、法学科學生を中心とする法文学部學生有志は学生会館に集まってその学長就任を懇請する學生集会を開いて、終生學生を愛し続けた中川教授を感激させた。当時東京で活躍していた中川教授が金沢大学学長就任を受諾したのは、旧制金沢一中及び四高で学び青春を過ごした金沢であったことと、これらの熱心な懇請があったからであると、本人もしばしば語った。

着任後、法学科の講義ができなくなった中川学長の授業を受けたいと希望する學生の声が上がり、學生が行動を起こして、結局翌年2月にカリキュラム外の特別授業を行った。当時いわゆる合宿ゼミを始めていたゼミの學生であった内田浩三ほか、数人が中心になって学長室に行って依頼し、学長はこれを快諾した。學生たちが駆け回って準備を進めて、合宿ゼミのようにキャンパス外ですることになり、1968年2月、白山麓の鳥越村阿手にあった大学の日合宿研修所（ダム工事従事者用建物を改修したもの）に一泊して中川学長の家族法その他の「特別講義」を聴き、学長を囲んで一夜を語り明かした。約40名ほどが参加した。この授業は學生の強い希望で、既に大学紛争が始まっていたその翌年にも行われ（会場：山中・北陸荘、講義は「比較離婚法」）、参加した學生たちは良き思い出を持って卒業していった。

## （4）大学院法学研究科の設置

### 法学研究科設置の経緯

法文学部の中で大学院設置を求める声は、昭和30年代に入ると、主として文学部から出

始める。しかし、教授会では学部分離の意見と学科拡充の意見との調整のため二転、三転しているが、1968（昭和43）年に入ると文部省の意向を打診した結果、大学院を概算要求の第1順位とすることに決定する。当時大学紛争の中にあり、法学科は人事促進問題で論議中であり、またどちらかという学部分離論が強かったが、この概算要求は若干のぶれを伴いつつも持続されて、1970年4月の法文学部教授会は、文科の要求（「人文科学研究科」案）とともに「社会科学研究科（公法政治、私法、経済学、社会学）」を概算要求案とすることを決定した。しかし文部省から、社会科学研究科（法学専攻、経済学専攻）と人文科学研究科（哲学専攻、史学専攻、文学専攻）が適当であるとの意向が示されて、そのように要求内容を修正した。教授会は法文学部一体論に立つ大学院構想を打ち出したわけであるが、文部省は学科の専門性を踏まえつつ研究科を構想する方向を示したと言い得る。そして、その年の予備審査では法学関係のみが認められ（8月26日臨時教授会に報告）9月の学部に大学院法学研究科だけが文部省で承認され、大蔵省と予備折衝に入ったことが報告されている。この夏、法学科教官は、暑い中あるいは出張先で設置審に提出する業績一覧の作成に追われた。

12月に入ると、教授会で大学院法学研究科の規程案が、大学院と学部との関係をめぐって問題となり、法学科は学部長の主張を酌んで研究科長に学部長を当てることを了承した。それを受けて、12月9日の教授会において、学部長を含む法学科教官で成る準備委員会が準備の協議を進めるとするとともに、研究科委員会は教授会及び学部会とは別組織であること、運用上教授会等との関連を持たせることが確認されている。次いで年末に法学研究科設置計画書を提出した。設置審の実地調査は東京大学の安藤良雄教授であった。こうして1971年4月、金沢大学大学院法学研究科（修士課程）が発足した。

#### 発足当初の法学研究科の概要

法学研究科（修士課程）は法律学専攻の1専攻で、憲法・行政法、国際法、民法、商法・経済法、社会法、民事訴訟法・国際私法、刑法・刑事訴訟法、法理・法史学、政治学の9講座より成り、発足当初の教官現員は教授8名、助教授7名、講師1名、合計16名であった。またこれにより、法学科の教育研究組織は学科目制から講座制（修士）になった。その後、1972年度に民法第2講座の増設があり、1978年度に憲法・行政法講座が憲法講座と行政法講座に分かれて、学部分離前、最終的には11講座、教授・助教授定員各11名、助手定員2名であった。

発足当初の入学定員は18名であった。その後、法学部設置の際に20名となり、次いで1984年に大学院経済学研究科ができたときに、学内支援として入学定員5名を経済学研究科に振り替えたため、15名となって今日に至っている。

#### 法学研究科の運営

人事、教務、入試、修士論文判定等の研究科の運営は、研究科授業担当教官により構成

## 第2章 法学部

される研究科委員会において取り扱うことになり、打ち合わせ会に接続して開催された。研究科長は翌年から法学研究科担当教官の中から選出することになった。

学科目から修士講座となったことで、教官積算校費が大きくなり、法学科の研究条件はかなり良くなった。もっともその効果が研究用図書収集にすぐに現れたわけではない。1973年に法学政治学視察委員（田上穰治明治学院大学教授と田畑茂二郎京都大学教授）による実地視察があったが、基本的専門雑誌のバックナンバーなどが十分にそろっていないことの指摘があった。このため、共通図書費枠を大きくして、ドイツ等の基本的法学雑誌のバックナンバーを打ち合わせ会で選定して購入する努力をした。

### 教育と院生の状況

入学試験は専門科目2科目と外国語1科目の筆記試験と面接試験であった。指導教官の演習8単位の履修が必修であり、それにより論文指導が行われ、ほかに特論を含めて履修すべき単位は30単位であった。2年次の1月末までに修士論文を提出しなければならないが、その提出には、現在同様20単位の履修が条件となっていた。また当初の院生室は、経済学科棟ができたために空いた部屋を使って、3階の第1研究室の西隣に設けられた。

院生は他大学出身者も含めて次第に優秀な者が入るようになり、また熱心に研究して他大学大学院博士課程に進学する者が多くなっていった。当時、大学院法学研究科、特に国立のそれで博士課程のない法学研究科は、このとき金沢大学、岡山大学、熊本大学及び新潟大学にできた法学研究科がはじめてであったが、前述のように大学院の無い時代から他大学大学院に進学して研究職に就く者がかなりあっただけに、本研究科では大学院修了として完結するには博士課程に進まなければならないという気風が強く、法学研究科修了生で他大学大学院博士課程に進学する者が第1期生から出たのである。教官もみな熱心に指導し、次第にその数を増していった。そしてこれは、この研究科の一つの特色となった。今日、法学研究科出身で大学教員である者は下記のように極めて多数に上っており、当法学研究科は、博士課程を持たない国立大学大学院法学研究科の中では、法学政治学の大学教員を最も多く輩出していると言える状況である。もちろん、公務員その他にも進出している。また大学院の設置とともに、1960年代後半から断続的に行われていた金沢在住の判事たちとの合同研究会「金沢法学研究会」も定期的に行われるようになり、一部の院生も出席していた。

下記の名簿は、法学研究科修了生で大学教員になった者の名簿（氏名（修了年、所属大学、専門））である。

山崎公士（1973年：香川大、国際法） 矢口俊昭（1973年：神奈川大、憲法） 小川栄治（1974年：高岡法科大、民法） 相内信（1974年：小松短大、刑法） 柳勝司（1976年：名城大、民法） 和田健夫（1977年：小樽商大、商法） 河上正二（1978年：東北大、民法） 山田広己（1978年：京産大、商法） 大川由美子（1978年：金沢大、民法） 定形衛（1980年：名古屋大、国際政治） 大川公一（1981年：富山国際大、政治学） 武村敏



幸（1981年：金沢学院大、憲法）、長谷川隆（1983年：富山大、民法）、玉木秀敏（1983年：大阪経済法科大、法理学）、指宿信（1984年：鹿児島大、刑訴法）、長利一（1984年：室蘭工業大、憲法）、坂本忠久（1986年：千葉大、日本法制史）、松田恵美子（1987年：名城大、日本法制史）、中村正人（1988年：金沢大、東洋法制史）、中山泰道（1988年：佐賀大、民法）、池田雅則（1989年：福島大、民法）、品谷篤哉（1990年：名城大、商法）、亀岡倫史（1991年：島根大、民法）、鈴木隆元（1991年：岡山大、商法）、松井和彦（1994年：広島修道大、民法）、田中明彦（1994年：会津大学短大、社会保障法）、高田清恵（1995年：琉球大、社会保障法）

併せて、学部から他大学大学院に進学して大学教員になった者も挙げておく。

中島秀二（1977年：東海大、民法）、菅谷元彦（1980年：琉球大、民法）、吉田正之（1984年：山形大、商法）、岡田幸宏（1985年：三重大、民訴）、井上知子（1987年：鹿児島大、国際法）、小山泰史（1988年：摂南大、民法）、野田和裕（1992年：広島大、民法）

## 4 法文学部分離と法学部創設への経緯

### （1）法文学部改組計画の前進と法学科

#### 分離改組の推進と改組検討委員会

法文学部では昭和30年代から学部を分離改組して文学部・法学部・経済学部とすることが議論されているが、昭和40年代前期は、概して文系3学科は大学院設置の希望が強く、法学科は学部分離論が強かった。大学院法学研究科の概算要求が認められた1971（昭和46）年4月、法文学部は学部等の創設（法学部・文学部・経済学部）の概算要求をすることを決定する。学部分離よりも大学院を優先してきた文系3学科も文学研究科の要求が設置審をクリアできる見通しが立ったため、この概算要求を出すことに踏み切ったものであろう。

この問題の法文学部全体にかかわることについては「法文学部史」の章の関係箇所譲るが、学部を分離改組して3学部とする概算要求は、その後毎年続けられる。この間、文部省は高等教育懇談会の「高等教育の拡充整備計画について」（1974年）及び「高等教育の計画的整備について」（1976年）の報告を受けて、地方国立大学の計画的整備に取り組む方針に転じ、これが法文学部など複合学部の分離改組の動きを大きく加速させることになった。金沢大学では、1976年秋、評議会の下に将来計画検討委員会が設置された。法文学部は、1977年に入ると概算要求を3学部分離の改組要求一本に絞ることに決定し、また改組検討委員会（学部長提案）の設置を決定して、新しい局面に入る。この委員会は

## 第2章 法学部

学部長、評議員2名、教務委員長及び学科選出の委員で構成され、以後この委員会が中心となって学部改組分離問題を審議し推進していくことになる。法学科からは評議員の野村敬造教授と教務委員長の深谷松男教授及び委員の佐々木吉男教授、同布村勇二教授がこの委員会に入り（さらに翌年には佐々木・深谷両教授が継続して委員）、打ち合わせ会において集中的に審議を重ね、改組検討委員会において他学科と連絡調整をしつつ、法学部創設に取り組んでいった。そして1978年度に学部改革等調査経費が付いた。

### キャンパス問題の発生と総合移転

このようにして取り組んだ学部分離・3学部設置の概算要求は、順調にいけば1978年度には（創設）準備費、1979年度には創設費と進むはずであったが、キャンパス問題で足踏みする。3学部になれば学生数の増加その他により、当然にその校舎をどうするか、増築・新築を必要とするがそれはどこに建てるかの問題が発生する。これにつき法文学部では当初、当時の敷地の南側に1棟新築して、図書館を含めて4棟全体を口の字型に配置することが考えられていた。しかし、城内での新・増築は認められないとの文化庁の意向が示されたことで、キャンパス移転問題となり、さらにそれが金沢大学全体の総合移転問題に発展した。

この問題については、「法文学部史」の章及び『金沢大学50年史』通史の記述に譲るが、法学科は内部の意見調整のために打ち合わせ会を重ねて「適地を求めて総合移転する」との法文学部教授会の方針に同調し、さらに金沢大学が全学的に総合移転の方針を決定した結果、法文学部分離改組の概算要求が文部省の受け入れる所となって、3学部創設問題の第1ハードルをクリアできた。ただし、総合移転の基本方針は決定したが、その移転地をどこにするかは法学部発足後の課題となり、新生法学部教授会はこの問題で揺れ動くことになる。ともあれ、総合移転により敷地問題の解決方針が決定したことにより、1979年度には改組準備費が付き、いよいよ具体的な改組準備に入ることになり、法学部改組準備室が設置された。では、どのような法学部をつくろうとしていたのか。

## （2）新法学部の構想の推移

### 小講座制から大講座制へ

法文学部の分離改組・法学部の創設が取り上げられるようになった1971（昭和46）年4月、法学科が概算要求した「法学部構想」は、従来どおりいわゆる小講座編成であり、民法第2、行政法、商法第2、刑事訴訟法、国際関係（政治史）、法制史の増設をして現行9講座を15講座とするものであった。このうち民法第2講座が実現した（前述）。その後、法学科は、前記の法学部案とほぼ同じ内容の概算要求を続けるが、1975年ころからかなり意欲的な特色ある法学部構想に取り掛かる。

その構想の焦点は、講座編成については深谷教授の提案になる大講座制の採用であり、

表 2 - 6 旧法学科・法学部講座編成対照表

旧法学科					法学部					
講座	教授	助教授	助手	計	講座	教育科目	教授	助教授	助手	計
憲 法	1	1	1	3	公 法	憲法1,憲法2, 行政法1,行政法2	8	2		10
行 政 法	1	1		2		行政学, (4+0)				
国 際 法	1	1		2		国際法, (1+1)				
刑法・刑事訴訟法	1	1		2		刑法,刑事訴訟法 刑事学 (3+1)				
民法第一	1	1		2	民 事 法	民法1,民法2	10	4		14
民法第二	1	1		2		民法3, (3+1)				
商法・経済法	1	1		2		商法1,商法2 経済法, (3+1)				
民事訴訟法	1	1		2		民事訴訟法1 民事訴訟法2				
社会法	1	1		2		国際私法, (2+1) 労働法,社会保障法 (2+1)				
法理・法史学	1	1	(1)	3		基礎法				
政治学	1	1	(1)	3	政治・ 国際関係	政治学 政治思想史 国際政治論 政治社会学	3	2		5
合 計	11	11	1(2)	25	合 計		24	10	2	36

カリキュラムについては岩佐幹三教授の提案になる履修コース制の導入であった。法学科打ち合わせ会における1年余の論議の結果、1977年春に提出した1978年度概算要求は、公法、刑事法、民事法、社会法、基礎法、政治国際関係の6大修士講座、教官定員50名（教授35、助教授6、助手9）の法学科1学科と第2部からなる法学部案であり、4履修コースを設けて学生定員140名というものであった。次いで1978年春に提出した1979年度概算要求の法学部案は、6大講座、教官定員52名、入学定員第1部160名、第2部40名となるが、文部省との折衝を重ねる中で、ほかの二つの新学部案とともに要求実現を目指してかなり絞り込み、1979年提出の1980年度概算要求の法学部案は、公法、民事法、基礎法及び政治国際関係の4大講座、教官定員36名、入学定員は180名となった。これがそのまま、文学部案、経済学部案とともに文部省において認められた。

表2-6は、旧法学科の1979年度講座編成と新構想法学部の講座編成案（最終案でこのとおり決定した）を対比したものであるが、これにより小講座から大講座への組み替えの様子が分かる。なお、旧法学科の（ ）は講師席であり、新法学部においては講師ポストは無くなった。

一見して明らかのように、新構想法学部の教育研究組織は、従来の小講座を廃して隣接の複数の教育科目を包含し複数の教授・助教授により構成される大講座制となった。「法学

## 第2章 法学部

の研究教育の拡大深化及び多様化に実質的に対応できる柔軟な研究教育体制を確立するため」(「法学部設置計画書」：1979年8月)であり、隣接領域との横のつながりを可能にして専門性と総合性を両立させることを目指すものであった。しかも教授が助教授よりも多い逆ピラミッド型であった。力量のある適齢期の助教授の教授昇進をスムーズに進め得るようにして、教育研究体制の充実強化を図りやすくするためである。

このような大講座制は、今日では周知のものであるが当時はまだ珍しく、この採用にかなりの議論を必要としたが、人事に関する過去の苦い経験が法学科をしていち早くこの採用に踏み切らせた。もっとも、法学部発足後の人事がこれですべて順調にいったのではなく、後に教員選考につきルールないしコンセンサス形成に取り組むことになる(第6節第1項参照)。次に、公法と民事法の場合は、文部省との交渉の結果、刑事法講座と社会法講座が認められなかったため、それらをそれぞれ包含する大き過ぎる大講座になり、また内部での教授数と助教授数の配分の調整もあって、数個の中講座の合成という実質を認めざるを得ず、上記の表に点線をもって示したいいわゆる点線枠(例えば、民法の(3+1)は民法関係の実質的定員が教授3、助教授1であることを示す)を了解して運営される大講座となった。また、民法と憲法・行政法は教官定員増がない結果となるので、次の定員増の場合にはこの二つをこの順序で優先するという申し合わせをして最終合意に達したのであった。

### 履修コース制の採用と第二部問題

新法学部構想の第2の特色は、教育課程につき従来の法学中心の「第一類」と政治学中心の「第二類」を廃して、「履修コース制」を採用することであった。履修コース案は、当初は、法曹コース、行政管理コース、産業管理コース、情報国際コース及び前記大講座のいずれかを専修する専修コースの5コース案であった。そこには社会的ニーズの多様化にこたえようとの意図がうかがわれる。しかし、年度を越えて審議を進める中でこの構想は具体的実質的な詰め段階で縮小し、最終的には実定法中心の法律学に集中するコースⅠと、公法及び政治学を中心に履修するコースⅡという二つのコースになり、社会的ニーズに直接こたえるという要素は少なくなった。ただし、各コースの履修科目はかなり多様化し、従来の「類」がそのまま「コース」になったのではない。

次に第二部構想があるが、文部省との交渉によりトーンダウンして、最終的に提出された概算要求では1981年度設置予定に後退していた。また入学定員40名程度、必要教官7名程度となっていた。この第二部問題は法学部発足後の課題となった。

### (3) 法学部設置準備委員会と教養部交渉

法学部の設置については設置審の審査も通り、大蔵省の内示を受けたので、1980(昭和55)年に入ると法学部設置準備委員会が設置され、法学科所属の講師以上の全教官がそ

の委員となり、当時の法学科主任であった佐々木教授が準備委員長に選出された。この委員会において法学部規程、法学部教授会規程等を定め、新設法学部任用予定の教授・助教授の人事を最終的に決定し、法学部長候補者に三代川潤四郎教授、法学部評議員候補者に野村敬造教授と佐々木教授を選出して、その年4月の法学部発足を迎えたのである。

特に新任用人事については、文部省の感触から3学部分離の見通しがついた1979年度5月ころから、教員採用人事の調査・準備にほとんど全員で取り組むことになった。すべての部門において欠員もあったので、この補充人事が新任用人事と重なって、いずれも前記の点線枠のそれぞれの人事計画において進められたが、専任ないし関係教官のいないポストもあった。その場合、打ち合わせ会で意見交換し、関係教官を明らかにした上で投票により選考委員会を選出する方式を取った。

法文学部の分離改組が現実的になるにつれ、入学定員増につき教養部の了解を得ることが課題として浮上した。そのため法文学部教授会は、1978年3月教養部交渉委員会の設置を決定し、学部長のほか各学科から2名ずつ委員を出すことになり、4月、法学科はその委員に佐々木・深谷両教授を選出した。教養部交渉問題の焦点は、学部の入学定員増があれば、それに伴って文部省基準「学生20名増につき一般教養担当教官1名増」により一般教養担当教官の定員増があるが、それでは教養教育に十分でないので、学生10名増につき一般教養担当教官1名になるように、新設学部に認められる専門教育担当の教官定員のうちから学内貸借形式で教養部に定員の融通をすることという教養部の要求があり、教養部の了解がなければ概算要求をしないと第302回評議会決定（1972年6月）があったので、法文学部の拡充改組につき、教養部の了解を得なければならないということであった。

この交渉に教養部からは部長・両評議員のほか3名の委員が出て、1年を超える交渉となったが、1979年6月15日の概算要求の評議会決定直前に教養部と法文学部の合意が成立し、評議会において教養部長が同意を表明して、法文学部の分離改組の概算要求は決定した。貸与定員数の違いはあるが各学部同旨であって、法学科については「概算要求事項が実現した場合に、教官定員2名（1969年の教養部創設時の事情に基づき教養部が要求するプラスアルファを含む）を教養部の教育の充実のために、予算を付けて事務局を通じて教養部に貸与すること。学部創設のためには各学部の全定員に実員を配置しなければならず、完成年度までは定員の貸与は絶対に不可能なので、上記の教官定員の貸与は完成年度以降に当該学部の教育研究体制の整備を考慮しつつ行うこと。」という内容のものであった。

しかし、このような合意の表現につき両者間に食い違いがあり、またその合意の実現方の問題があり、3学部発足後も3学部と教養部はこの問題について断続的に協議・交渉を重ねることになる。そのために各学部継続して教養部交渉委員が置かれたが、法学部発足当初の教養部交渉委員は前記の佐々木・深谷両教官であった。ただ、法学部では第二部問題、夜間主コース問題をはじめ新学部としての教育の充実を図るべき問題が続いたので、この課題は実現されることなく教養部の改組転換（廃止）を迎えた。

## 5 法学部の発足

### (1) 新生法学部の講座編成と教官の陣容及び当初のカリキュラムと教務関係

#### 講座編成

新生法学部の構想は1980年度概算要求のために作成された1979(昭和54)年8月の「金沢大学法学部設置計画書」において、明瞭にうたわれている。それによると、法学部創設の必要性として

法学の各分野の広範かつ多岐にわたる深化に伴う法学の研究教育の重要性の増大  
全国各地域間の大学配置の実質的不均衡の是正と従来の当法学科の拡充  
学部編成において理工系学部には偏っている金沢大学の均衡ある総合的発展  
当法学科に寄せられた社会的期待の増大

法文学部の複合学部組織に起因する管理運営上の支障の解消

の諸点が挙げられている。また、この「設置計画書」では、特に法学の研究分野の拡大深化と法学教育に対する社会的要請にこたえるべき法学部の創設の理念は、法学各分野の専門的研究を深める研究体制を確立し、その上に総合的研究を可能にする方途を講じつつ、多様な法学教育を展開し、併せて国際性のある人材を育成することにあるとされている。このような理念を踏まえて、上記のように新生法学部では法学の研究教育の拡大深化と多様化に実質的に対応することができる柔軟な研究教育体制を確立するために、大講座制が採用された。

法学部創設直前の法文学部法学科時代の教官ポストの数は、教授11、助教授11、講師2、助手1の合計25であった。このポストの数は、上記のように、新法学部の創設に伴い、約1.5倍の36にまで増加した。内訳は教授24(公法大講座8、民事法大講座10、基礎法大講座3、政治国際関係大講座3)、助教授10(公法大講座2、民事法大講座4、基礎法大講座2、政治国際関係大講座2)、助手2(共通)である。この講座編成からもうかがわれるように、公法大講座は憲法・行政法(教官4)、国際法(同2)に、刑法大講座関係(同4)を組み込んで編成され、民事法大講座は、民法(同4)、商法・経済法(同4)、民事訴訟法関係(同3)に社会法関係(同3)を含めて構成され、この2大講座でほぼ基本六法関係の実定諸法を網羅した講座体制となった。基礎法大講座は教官定員3名から5名に増員され、法理学、比較法のほか、法制史関係で日本・東洋・西洋の各分野にわたる教官を配置したために、同規模の大学には比を見ない特色のある大講座となった。政治国際関係大講座も3名から5名に増員され、研究教育体制の充実が図られた。

ところで大講座制の採用は、教授定員の増加によって、従来とかく停滞気味だった人事

の円滑な運用を可能にしたばかりでなく、プロジェクト・チームづくりをはじめ研究・教育面での役割分担、学部運営面への参加、研究費の配分その他で、教授と助教授間の序列差の意識上の解消に大きく寄与することになった。法学部の創設により以上のような研究教育面での改善と見直しが大幅に進んだ。

次に、法学部創設に伴うこのような教官ポストの大幅な増加に対応して、新たな常勤教官と非常勤（併任）教官の採用人事、部内教官の昇格人事が積極的に推し進められることになった。法学部が発足した1980年度から完成年度の1983年度までに行われた人事について述べると、まず常勤教官の採用人事により、1980年4月に、茂呂實教授（行政法）、鴨野幸雄教授（行政法）、清田明夫教授（民事訴訟法）、小川政亮教授（社会保障法）、中松纒子助教授（民法）の5名が新たに加わり、新法学部は旧法学科の17名に加えて22名で発足した。なお、初代法学部長は三代川潤四郎教授であった。同年10月には佐藤正滋教授（比較法）が加わり、法学部発足初年度のスタッフは総勢23名であった。翌1981年4月に中島史雄教授（商法）、西山芳喜講師（商法）、1982年4月中村茂夫教授（東洋法制史）、岩井宣子助教授（刑事学）、梅田康夫助教授（日本法制史）、同年10月に鹿島正裕講師（国際関係論）、1983年4月に中馬義直教授（民法）、1984年4月佐分晴夫助教授（国際法）、振津隆行助教授（刑法）、五十嵐正博講師（国際法）、名古屋功講師（労働法）、櫻井利夫講師（西洋法制史）が採用され、着任した。

これらの新任教官は、北陸地方は言うまでもなく、北は北海道から南は九州に至るまでの全国の大学・大学院等から招かれたものである。その前任大学・出身大学は、小樽商科大学、東北大学、宮城教育大学、新潟大学、東京大学、筑波大学、茨城大学、神奈川大学、日本社会事業大学、名古屋大学、富山大学、福井大学、京都大学、関西学院大学、九州大学であった。こうして、新生法学部の完成年度（1983年度）直後、1984（昭和59）年4月の講座編成と教官の陣容は、表2-7のようになった。

次に、法学部が創設された1980年度から完成年度の1983年度までに、11名の方々が非常勤講師（併任教官）として来講された。

1980年度 稲垣良典（九州大学文学部教授、法理学特殊講義（法思想史））、西尾勝（東京大学法学部教授、行政学）、吉野悟（日本大学法学部教授、ローマ法）、香川達夫（学習院大学法学部教授、刑法総論）、六本佳平（東京大学法学部教授、民法特講）

1981年度 小山貞夫（東北大学法学部教授、西洋法制史）、山本敬三（広島大学法学部教授、国際私法）、井上正治（弁護士・九州大学名誉教授、刑法総論）、岩間一雄（岡山大学法学部教授、政治学特殊講義）

1982年度 井上正治（弁護士・九州大学名誉教授、刑法総論）、山本敬三（広島大学法学部教授、国際私法総論）

1983年度 井上正治（弁護士・九州大学名誉教授、刑法総論・特別刑法）、神江伸介（香川大学教育学部助教授、政治社会学）、小山貞夫（東北大学法学部教授、西洋法制史）、三浦正人（大阪市立大学法学部教授、国際私法各論）

表 2 - 7 1984年度法学部講座および教官現員表

名前の次の数字は着任年度（西暦下2桁）  
 ( ) 内は担当科目

講 座	教 授	助教授	講 師
公 法	野村敬造(憲法・外国法)	岩井宜子82(刑事学)	五十嵐正博84(国際法)
	野中俊彦(憲法・行政法)	伊東研祐(刑法)	
民 事 法	茂呂實80(行政法)	振津隆行84(刑法)	名古屋功84(労働法)
	鴨野幸雄80(行政法)	佐分晴夫84(国際法)	
	(定員8)	(定員2)	
	深谷松男(民法)	中松纒子80(民法)	
	徳本伸一(民法)	西山芳喜81(商法)	
	中馬義直83(民法)		
	和座一清(商法)		
	布村勇二(商法・経済法)		
	中島史雄81(商法)		
	佐々木吉男(民事訴訟法)		
清田明夫80(民事訴訟法)			
小川政亮80(社会保障法)			
前田達男(労働法)			
(定員8)	(定員4)		
基 礎 法	三代川潤四郎(法理学)	梅田康夫82(日本法制史)	櫻井利夫84(西洋法制史)
	中村茂夫82(東洋法制史)		
	佐藤正滋80(比較法)		
(定員3)	(定員2)		
政治国際関係	鈴木寛(政治学)	鹿島正裕83(国際関係論)	
	前田慶穂(国際政治史)		
	岩佐幹三(政治思想史)		
	(定員3)	(定員2)	
	助 手		
共 通	相内信		
	小川栄治		
	(定員2)		

学部長・評議員選出規定

学部長と評議員は学部運営の中心的な担い手であるだけでなく、評議会において学部の意見を代表するという意味でも最も重要な役職である。正式な選考規定の制定に先立って、法学部発足直前の1980（昭和55）年2月6日、従来の法文学部長選出規定と評議員選出規定を一部手直したものに基づいて、まず、新しい学部長及び評議員候補者の選出が行われた。こうして法学部初代の学部長候補者として、前記のように三代川潤四郎教授、同じく評議員候補者として野村敬造、佐々木吉男各教授が選出された。この選出に当たったのは、この年の1月になってから設けられた法学部設置準備委員会であるが、この委員会は当時の法学科のメンバー15名から構成されていた。

続いて法学部設置準備委員会は、同年3月3日学部長候補者選考規定を採択した。これ



によると「学部長候補者の被選挙資格は法学部の専任教授であり、任期は2年である。ただし、再任は妨げられないが、学部長は引き続き4年を超えて在任することはできないものとされている。さらに、学部長候補者の選挙のさいの投票有資格者は、法学部専任の教授、助教授及び講師（外国出張者、海外研修旅行者、内地研究員及び退職者を除く）である」と定められている。この学部長候補者選考規定は1980年4月1日、法学部の発足と同時に施行され、今日に至っている。

次に評議員候補者選考規定は、学部長候補者選考規定の制定よりもほぼ4年半後、1984年10月16日の法学部教授会においてようやく採択された。法学部発足からこの時まで、評議員候補者の選考は前記の旧法文学部評議員選出規定に手直しを加えたものを準用して行われたものと推測される。ともかく、新たな評議員候補者選考規定では、被選挙資格、投票有資格者、任期は学部長候補者選考規定の場合と同様である。ただし評議員の再任については、単に「妨げられない」との規定が置かれて、再任の限定が設けられておらず、このことが学部長の再任に関する規定との一つの顕著な相違を成すものと思われる。

#### 当初のカリキュラム

教育面では、必ずしも大講座制に直結するものとは言えないが、分離以前の法学科当時と比べてマスプロ教育の解消に向けてゼミナールや外国書講読等の少人数教育への取り組みがはるかに前進することになった。また前記のように、新生法学部においては、法文学部時代の一類・二類の二つの履修コースを踏まえてコースⅠ・コースⅡの二つの履修コー

表2-8 コースⅠの必修科目及び単位数

憲法第一部	4単位
行政法第一部	4単位
刑法総論，刑法各論，刑事訴訟法，刑事政策のうち	8単位
民法総則	4単位
物権法・担保物権法，債権法総論，債権法各論，親族法・相続法のうち	8単位
商法総則	4単位
会社法，商行為法，有価証券法，保険・海商法のうち	6単位
民事訴訟法	4単位
労働法原理，社会保障法総論のうち	2単位
法理学	4単位
日本法制史，西洋法制史，東洋法制史，比較法，法思想史のうち	4単位
外国書講読	2単位
演習	4単位
計	58単位
<b>選択科目及び単位数</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の単位数以上の単位数を上記科目によって取得したときは、選択科目の単位数とする。</li> <li>・ 上記科目以外の授業科目及び他学部の授業科目（ただし、16単位以内）を選択科目とする。</li> <li>・ 論文指導は、選択科目8単位とする。</li> </ul>	
計	26単位以上
合計	84単位

表 2 - 9 コ - スIIの必修科目及び単位数

憲法第一部 .....	4単位
行政法第一部 .....	4単位
国際法第一部 .....	4単位
刑法総論，刑法各論，刑事訴訟法，刑事政策のうち .....	4単位
民法総則，物権法・担保物権法，債権法総論，債権法各論， 親族法・相続法のうち .....	4単位
商法総則，会社法，商行為法，有価証券法，保険・海商法， 経済法第一部のうち .....	4単位
労働法原理，社会保障法総論のうち .....	2単位
法理学，日本法制史，西洋法制史，東洋法制史，比較法， 法思想史のうち .....	4単位
政治学原論，政治過程論，政治思想史，国際政治史， 国際関係論，政治社会学のうち .....	12単位
外国書講読 .....	2単位
演習 .....	4単位
計 48単位	
選択科目及び単位数	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の単位数以上の単位数を上記科目によって取得したときは、選択科目の単位数とする。</li> <li>・ 上記科目以外の授業科目及び他学部の授業科目（ただし、20単位以内）を選択科目とする。</li> <li>・ 論文指導は、選択科目8単位とする。</li> </ul>	
計 36単位以上	
合計 84単位	

スが設けられただけでなく、集中的な勉学に取り組む希望を持つ学生を対象とする選択制論文指導（8単位）の制度も設けられるに至った。この履修コース制と選択制論文指導の活用により、バランスが取れ、多様化した学生の志向にも対応したきめ細かな専門教育の成果を挙げることが目標とされた。履修コース別の必修科目、選択科目及び単位数は表 2 - 8 と表 2 - 9 のとおりである。

### 教務関係

法学部発足当初の1980年度は、学部教務委員は1名であり、選出方法は法文学部時代以来の慣行に倣い学部長の委嘱であった。この年度の教務委員は鈴木寛教授であった。しかし、法学部創設による教官定員と学生定員の増加に伴って教務事務が飛躍的に繁雑化したために、発足2年目の1981年度より3名から成る学部教務委員会制が導入された。この時同時に、選出方法も学部長による委嘱から教授会による投票へと改められた。つまり、まず2名が選出され、教務委員長はこの2名の互選によるものとされ、残る1名は別に全学補導委員として選出された教官が兼ねるべきものとされたのである。こうして選出され

た最初の教務委員会のメンバーは岩佐幹三（教務委員長）、深谷松男（全学教務委員）、布村勇二（全学補導委員）各教授であった。

教務の指針となったのは、法学部発足と同時に施行された「金沢大学法学部規定」である。この規定は七つの章、24条から成り立っていた。まず第1章（第1～2条）には総則的規定が置かれ、第2章（第3～4条）には進学及び転学部に関する規定、第3章（第5～11条）には教育課程及び履修方法等に関する規定、第4章（第12～15条）には試験に関する規定、第5章（第16～17条）には卒業及び学士号に関する規定、第6章（第18～23条）には、専攻生、聴講生及び委託生等に関する規定、第7章（24条と附則）には雑則が、それぞれ置かれている。これらのうちで最も詳細なのは第3章であり、ここでは、専門課程の中にコースⅠ・コースⅡ二つのコース制を設けること（第5条）、開設する授業科目、単位数及び必修・選択の別等、コースごとの習得すべき単位数（第6条）、単位数の計算方法（第7条）、履修手続き（第8条）、他学部における授業科目の履修（第9条）、他学部学生の授業科目の履修（第10条）、他の大学の授業科目の履修（第11条）が定められている。法学部発足直後の教務委員ないし教務委員会は教務事務の増大と複雑化に直面しつつも、新たな「法学部規定」に依拠して教務事務を処理していった。

## （2）研究条件の整備と研究室及び法学部紀要『金沢法学』

### 研究条件の整備と研究室

法学部として独立し、教官定員と学生定員がともに大幅に増加したのに伴って、予算規模も拡大し、学部共通図書費と個人割り教官研究費は相当に増大した。こうして、法学科時代に比べて研究教育に必要な図書の実を図ることが大いに可能となった。研究条件の整備として次に浮かび上がってきたのは、教官研究の確保という問題であった。上述のように、新生法学部の教官定員は旧法学科の教官定員のほぼ1.5倍に増加し、この増加分の新任教官のための新たな研究室を一挙に確保する必要性が生じたのであるから、問題は深刻であった。この問題は法学部だけに関わるのではなく、文学部と経済学部にとっても早急な解決を要する焦眉の問題であった。法学部に限ってみても、発足して3年目の1982（昭和57）年には、早くも新任教官の研究室不足が顕在化し、かろうじてこれを確保するという深刻な事態が現れた。

こうして、同年9月に、文法経3学部は共同歩調を取ってこの過密対策に乗り出し、その一環として、当時非常勤講師用の宿舎として利用されていた城内の鴻志寮（学内共用施設）を一時研究室に転用する方針を立てるに至った。当時の城内キャンパスにおいて、法学部と文学部の教官研究室は1号館（4階建て）の中に混在し、経済学部は単独で2号館を占めていたが、内部の改装と改造を経た鴻志寮は3号館と改称され、ここに法学部は5室、文学部は1室、経済学部は3室の教官研究室を割り当てられた。1984年4月に赴任してきた法学部の新任教官5名のうち4名は、早速この3号館に研究室を割り当てられた。

## 第2章 法学部

なお、3号館は本館とも言うべき1号館から100mほど離れた木立の繁みの中に位置したためもあって、そこに研究室を割り当てられた法学部教官の誰からともなく「隔離病棟」とあだ名されるようになった。しかし、コピー機その他の言うに足る設備が身近になく、いささか不便ではあったが、騒音に煩わされない静寂と夏の涼しさは設備の不便さを補って余りあるうってつけの研究条件を提供したものと推測される。

しかし、この時の措置によっても過密状態は解消されず、その後1986（昭和61）年7月に改めて文経3学部による共同の過密対策が行われることになった。この時の対策により、1号館の3階にあった法学部の図書分室（3スパン）は附属図書館に移され、空いた分室のうち2スパンは法学部に、1スパンは文学部に充当された。のみならず、1号館1階の法学部図書資料室は附属図書館内に設けられた臨時書庫に移され、空いた資料室跡には、それまで2号館内にあった法学部学生自習室が移され、しかも空いたこの学生自習室は経済学部へ割り当てられた。城内の文化財たる三十間長屋を臨時書庫として利用する案さえ検討されたが、幸いにもこれは実行に移されることなく終わった。このようにして、不足する教官研究室を確保するために、文経両学部と並んで法学部はやり繰り算段をして必死の努力をしたのである。しかし、教官研究室の不足は、角間新キャンパスへの移転によってはじめて一応の解消をみることになった。

### 法学部紀要『金沢法学』

前記のように（第3節第2項研究活動の充実と金沢大学法政学会その他を参照）任意団体としての金沢大学法政学会は1955年以来研究発表機関誌として『金沢法学』（原則として年2回）を発行していた。他方で、1967年以来法文学部法学科はこれと同時並行的に研究発表機関誌として『金沢大学法文学部論集 法学篇』（年1回）を発行していた。しかし、法学部発足の初年度、1980年7月に、学生からの入学時の会費徴収の廃止に伴う法政学会の財政事情の悪化や、『法文学部論集 法学篇』の発行費等を総合的に勘案して、以後『法文学部論集法学篇』を廃止し『金沢法学』に一本化して、その充実を図ることへと方針転換が行われた。この場合に、発行母体も法政学会から法学部へと変わり、発行費用は学部予算に計上され国費によることとされた。発行回数は従来どおり原則として年2回であった。なお発行回数は1997年度から、原則として年3回に増やされている。

## （3）二部及び夜間主コース問題

### 二部及び夜間主コースの概算要求

二部（夜間部）設置問題は法学部創設の当初から浮上していた。法科打ち合わせ会は、1979年4月、既にこの問題を論議し、結局二部設置の要求を、法学部創設のための1980年度概算要求には組み入れず、1981年度以降に別途改めて概算要求せざるを得ないという結論に達している。こうして、法学部が発足した翌1980年5月、設置に関する問題点

を検討するために「二部（夜間部）問題検討委員会」が設置され、鈴木寛・佐々木吉男各教授がこの委員会を構成することになった。同時に、この時の法学部教授会は、1981年度概算要求書の備考欄に「昭和57[1982]年度設置予定」と掲載することを決定している。最初法学部は1981年度の設置を予定していたが、文部省側が「金沢大学は移転問題等があるので、昭和56[1981]年度の設置は考えてない、条件が整った段階で新たに要求して欲しい旨」の意向を示したために、法学部は1982年度の設置予定へと方針を転換したのである。このことは、総合移転が多年に及び大きな事業である事実、及び法学部が創設のための1980年度概算要求に二部設置要求を盛り込むことを断念した事実とも相俟って、文部省が二部設置に熱心ではなく、かくして法学部の要求を抑制する態度を持っていたことを示す。次いで、翌1982年度概算要求書備考欄に再び1983年度概算要求予定であることが記されるとともに、以後二部の内容、設置の得失、賛否両論につき更に調査と検討が行われていった。

このように、法学部発足当初、三代川教授が学部長の時代に行われた1981年度と82年度の概算要求では、二部は概算要求書の備考欄に設置予定と記されるにとどまったが、次の野村学部長の時代になると、「夜間主コース」と装いを新たにして、本格的に学部の概算要求事項として取り上げられ、論議されるに至った。夜間主コース設置要求の理由は、開かれた大学として夜間の教育組織を設けて勤労青年をはじめとする一般社会人の専門的学習の要求に応じた社会人教育、生涯教育、有職者教育を実施する、というものであった。

しかしこの設置案については、カリキュラム、開設時期、学生の入学形態、教官の負担増をめぐって根強い反対論もあり、結局のところ1983年度と1984年度の各概算要求に夜間主コース設置を盛り込む案は2度とも教授会で否決された。翌1985年度概算要求に至ってようやく、夜間主コース設置を概算要求事項とすることが教授会で可決承認され、これは翌1986年度概算要求の際にも繰り返された。しかし教授会でのこの両度の可決は、いずれも僅差で行われたものであって、採決は出席者の3分の2以上の同意をもって行うべしとの緊急動議が出されたことも示すように、全構成員の総意を十分に反映したものとはいえ難いものであった。それほどに夜間主コース設置問題は法学部全体を巻き込んだ問題性をはらむものであり、もし前記の法学部教授会決議のとおり夜間主コースが設置されたとしたならば、その後の法学部の歴史は少なからず変わっていたと推測されると言っても過言ではない。しかし、再度決議された夜間主コース設置要求は、大学全体の概算要求の重点項目としては取り上げられず、実現を見ずに終わった。

その後、夜間主コース設置要求は1987年度から1991年度までの各概算要求において繰り返されていったが、それは実現を視野に入れてのことではなく、一般論として代わりの概算要求事項を掲げることなしに取り下げるのは得策ではない、という考慮に基づくものであった。こうして、夜間主コース設置要求は、遂に1992年度概算要求から削除されるに至った。二部及び夜間主コース設置要求案は、廃案・消滅という形で最終的な決着を見たのである。

## 第2章 法学部

### 政治国際関係大講座の実験講座化の概算要求

政治国際関係大講座の実験講座化を概算要求に盛り込むことは、既に法学部発足直後の1981（昭和56）年4月に、1982年度概算要求について決定され、以後1992年度概算要求から削除される時まで、連続して10度法学部の概算要求事項とされている。二部及び夜間主コースの場合と異なって、政治国際関係大講座の実験講座化を法学部の概算要求事項とするに当たり、法学部内部にさしたる意見の対立や混乱はなく、スムーズに決定が行われたと言ってもよい。

この実験講座化要求の理由は、次のようなものである。政治国際関係の領域において、ますます多様化し複雑化する国内政治及び国際政治社会の構造変化に対応して、政治過程の様々なレベルにおける実証的な状況分析とそれに基づく内政・外交の政策決定に対する科学的アプローチが要請されている。この要請にこたえるために、学際的研究の方法とその成果を取り入れるとともに、広範な実態調査とその分析を含む実証的な教育・研究体制を制度的に確立することが急務である。以上がその理由である。結局この概算要求は実現されることなく終わり、1990年12月、前記のように、夜間主コース設置要求とともに、1992年度概算要求から削除されるに至った。しかし、政治国際関係大講座の実験講座化という構想は、その後1996年度に政治国際関係大講座を中核として創設された法学部公共システム学科及びこれを構成する公共政策と国際政治の両大講座の実験講座化という形で実現したのである。

## （4）入学試験の改革及び学生定員の臨時増募問題

### 入学試験の改革

法文学部法学科時代の最終年度、つまり1979年度に既に共通一次試験入試が導入され、入試の可否は共通一次試験と二次試験を合わせた総合点に基づいて判定されることになった。その際に、二次試験の科目として国語と外国語（英語又はドイツ語）が指定された。配点比率は、共通一次試験500点、二次試験200点（国語100点、外国語100点）とされた。その後1985年度入試から、二次試験の科目として、従来の国語と外国語に新たに社会（現代社会、倫理政経、日本史、世界史の中から1科目選択）が加えられた。配点比率は、共通一次試験800点、二次試験600点（国語200点、外国語200点、社会200点）とされた。配点比率がこのように設定されたのには、二つの理由があった。一つの理由は、二次試験による共通一次試験の逆転率に低下傾向が認められたため、二次試験の比重を相対的に高めるのが得策と判断されたということである。二つ目の理由は、法学部が主体的に出題と採点に参加し得る科目として社会を追加し、併せて二次試験の配点比率と比重を高めるということであった。なお、この時の論議では、同時に、二次試験科目を増やすならば数学を追加すべきであるとの意見も出されたが、これは見送られた。

これらの改革案が了承されたのは、1982年11月30日の教授会においてであった。これ

に先立つ同年10月4日の教授会は、入学試験の合否判定を全学的な判定委員会が行うという従来の方式を改めて、法学部教授会が合格判定にかかわることができるよう合格判定の見直しを求めてゆくことも決定された。なお1986年11月25日の教授会で、私費外国人留学生については、共通一次試験を課さないという方針が確認された。また、1989年度以後、出題者と受験生双方の負担等を考慮し、二次試験科目から社会は削除された。

#### 学生定員の臨時増募問題

18歳人口は1986年から急激に増加し、1992年にピークに達するという状況に対処するために、1984年1月文部省は国立大学及び国立短期大学に対して、転換、再編成のほか、1986年から1992年度までの期間について相当積極的に学生定員の臨時増募を推進してゆく意向を明らかにした。大学や学部の新増設ではなく、臨時増募という暫定的な対策が取られたのは、臨時行政調査会答申などの抑制基調によるものであった。法学部は文部省の要請に対応して臨時増募を行うこととし、当初1986年2月の段階では、学生増加のピーク時に40～60名をめどとして流動的に対応していくとの意志形成を行った。翌1987年4月学生定員40名の臨時増募が1988年度概算要求に盛り込まれ、結局20名の臨時増募が認められるに至った。これに伴い、教授と助教授各1名のポスト増設も認められ、教育研究体制の充実が図られることになった。こうして、法学部の学生定員は1980年4月に発足した時の180名に加えて200名になった。

しかし、臨時増募によって増加した学生定員と教官ポストは、増募期間の経過後は返戻すべき性格のものであった。この増加分の学生定員と教官ポストを確保し続け、とりわけ教官ポストの返戻によって円滑な人事運営が損なわれることを防ぐために、臨時増募に代わり、入学定員改訂（一般増募）15名が1992年度概算要求に盛り込まれて、これが首尾良く認められ、臨時増募による教官ポストの増設分はそのまま維持される結果になった。

しかしながら、補足的に記すならば、1991年7月、この入学定員改訂のほか二つの事項を主な内容とする1992年度概算要求について、学部長が教授会決定の枠を超えた処理をしたことが明らかになり、かくしてこの問題に関する学部長の責任いかにめぐって、教授会は以後翌1992年1月まで6ヵ月間大いに紛糾し混乱し、多大なエネルギーを費やした。また真相を究明するための調査委員会も設けられた。学部長の責任問題は、教授会の議長を年長評議員が行うこと、学部運営については、両評議員が学部長を補佐し、可能な範囲で年長評議員が代わって行い、これについては他の評議員が補佐すること、という形で解決された。この事件は緊急時の学部長の裁量行為と、その事後処理及びその教授会に対する責任、学部長への辞任要求の適否、学部長に責任があるとすればその選出母体たる教授会の責任の有無、対外的考慮の必要性など様々な問題を教訓として残したという意味で、法学部の歴史の中で少なからざる重要性を持ったものであると言える。

### (5) 移転地決定と法学部

前記のように、1978年11月、法文学部臨時教授会は、他学部とりわけ教養部との協力関係を損なわないことなどの条件付きながら、適地を求めて（総合）移転をする用意があるという結論を打ち出した。その直後、同月に評議会でも総合移転の方針が決定された。問題は移転先がいずれの地に決定されるのか、またそれは法学部が要請している適地なのかということであった。評議会による総合移転の方針決定が行われた年の翌1979年7月に、移転候補地を三子牛地区、金川地区、角間地区とすることが評議会で決定された。その翌1980年9月には、金川地区と角間地区及び参考のために富山医科薬科大学の現地視察が実施され、その結果を踏まえて、同年11月、移転候補地として角間地区を選定すること（土地取得面積200ha）が評議会で決議された。しかし、この決議に対して、法学部はマスタープラン策定と全学の合意の形成が角間地区を総合移転の候補地として検討するための大前提であるという立場に立って検討中であったために、態度を保留した。

1981年6月角間地区への総合移転に関する1982年度概算要求案が評議会で決定されたが、これに先立って法学部教授会は連続2日に及ぶ論議の結果、評議会による概算要求決定手続きに対して疑義を表明する態度を打ち出した。しかし1982年1月、この1982年度概算要求案が認められ、角間地区への総合移転計画は最終的に確定した。これによって、移転に必要な実施計画の策定という新しい段階が到来したのである。しかし他方で、教授会議事録によれば、法学部では1981年11月、1982年度概算要求案に関する学部長の外部に対する言動と態度をめぐって、いわゆる「文部省連絡」事件が生じた。この時に、事実関係を糾明するための委員会が設けられ、また教授会の議事なども大いに紛糾したが、翌1982年1月この問題は、事実関係の糾明にまで至らずに終結した。このように、法学部は移転地の決定に関する合意の形成の点で、内部的に混乱し、また評議会決議に対しても態度の保留と疑義の表明を行い、ついに明確な賛成の態度決定を行わないでしまった。法学部は適地への移転は認めていたのであり、角間が適地か否かについては、教授会決定をもって、積雪時も含めて2回ほど現地視察を行うほか、種々努力（後述）をしたが、適地という決定を留保したまま移転したのである。

### (6) 学生の状況その他

文系の3学部創設によりキャンパスに学生が増加し、それに応じて学生会館は食堂や売店の拡張のために増築されて2倍大になった。文・法・経校舎から学生会館・教養部にかけての一带は、昼休みになると学生があふれ、カフェテリア方式になった食堂には長い行列ができ、会館前の階段ではたくさんの学生がパンをかじっており、その上に学生自治会のスピーカーが鳴り渡っていた。図書館にも学生が多くなったが、それ以上に生協書籍部にこの時期新設された雑誌専用コーナーの前で学生が込み合うようになり、旅行斡旋とプ



レイガイドの、にわか造りのコーナーも大いに利用されていた。角間に移ってからも状況はほぼ同様である。

このようなキャンパス大衆化が進む中で、法学部は教官が増加しカリキュラムも豊かになっていく。特に多数の新任教官が加わったこともあって、演習が多様になり活発になった。ゼミ旅行が多くなったのは一つの新しい傾向であった。またひなびた宿泊施設で1～2泊の合宿ゼミを行うことは1965年から民法ゼミで行っていたが、法学部になったころからほかのゼミでも行われるようになった。コースの定員はなく、その分属は専門課程に進学するときに学生の志望により決定したが、コース1志望が極めて多いという状態が続いた。

学部分離後も前述の『法経』は、引き続き学生有志が経済学部学生と協力して毎年自主的に作っていたが、1985（昭和60）年34号が最後となった。ちなみに、1992（平成4）年には、卒業生有志が自主的に法学部の沿革や写真をまとめて『櫻（第40回卒業記念出版）』を編集作成した。

法律相談所と金沢法友会は前時代から引き続いて活動していた。法律相談所は学生増とともに入会者が多くなり、活動も活発化して、特に高岡市役所における毎月1回の相談は法律相談所を強化していった。角間へのキャンパス移転後、部室を法経棟1階に与えられた。所長を選挙し、その下に各種委員会をつくるなど組織がしっかりし、記録や『法窓』の編集発行も整ってきた。相談場所は、角間に移った直後は大学会館で行っていたが、来所者が少なくなり停止した。また長く続いた高岡市への出張相談は、高岡市の方向転換で1992年ころに中止した。最近では、毎週土曜日午後、金沢市中央公民館で行うほか、福井市、小松市、寺井町、野々市町及び小矢部市で年に各2回ほどの定期的出張相談を行い、また夏の能登巡回相談を行っており、社会奉仕と学生の実際の学習としての実を上げている。顧問には、前記第3節第3項の法律相談所と法友会の教官のほか、これまでに中松纒子、西山芳喜、松久三四彦、大川由美子、春田博、神前禎、遠藤功、尾島茂樹、曾野裕夫、浅野有紀、伊勢田道仁の各教官がなっている。

金沢法友会も角間新校舎1階に部室使用を認められ、毎週土・日に答案練習会（一部会）研究会（二部会）入門講義（三部会）を行い、司法試験合格者等が指導してきた。機関誌『法友』は現在48号。顧問教官は野中教官から中島史雄教官が継いでいる。また卒業生の合格者数はこれまでの合計147名である。

角間キャンパスに移ってから設立された法学部登録の学生自主活動団体としては、ゼミを通じて学習を深めることを目的とする遊法クラブ（顧問：鴨野教授）と1995年設立の関西模擬国連委員会北陸支部金沢研究会（顧問：五十嵐正博教授、北陸ブロックで年1回模擬国連会議）とがある。

## 6 法学部の整備

### (1) 教員選考内規と教員選考等検討委員会

法学部における最も重要な事項の一つに、教官の採用・昇任における選考の問題がある。それは、法学部の教育研究の個性化、高度化及び活性化に直接つながる事柄だからである。そうした一般論に加えて、法文学部法学科時代において、必ずしも人事（特に昇任人事）が円滑に進んでいなかったという反省もあり、法学部教授会は特にこのことを最も重要な課題として、法学部発足以来、教官選考の適正化に細心の注意と努力を注いできた。

教官人事に対する配慮の表れの一つとして、法学部が、分離改組時に公法・民事法・基礎法・政治国際関係の4大講座制を採用したことが挙げられる。大講座制は、複数の教授席と助教授席から成り立ち、複数の授業科目を担当し得る教育研究組織体制であるため、その教授席数・助教授席数と一定の教育科目から成る枠を維持できる限り、流動的に採用・昇任の人事を進めることができるというメリットを有し、教官人事の適正円滑化に資する制度だからである。また、恣意的な教員選考を予防するために、教員選考に関する基準作りも行った。教員選考の基準については、既に「金沢大学教員選考基準」(1954年12月7日制定)があったが、これは極めて抽象的なものであり、また、附則にも各学部において内規を作ることを認めていたため、この基準に依拠しつつ、より具体的な選考基準や人事の進め方を定めた「金沢大学法学部教員選考内規」を1983年5月10日に制定した。

ところが、この選考内規に関して、業績評価の基準、教授昇格の形式要件、講座制の張り付け等、の3点については、種々の問題点を含んでいることが、第172回教授会(1986年11月25日開催)において指摘され、種々議論した結果、当面はそれぞれの論点に関して、金沢大学教員選考基準によること、学部設置の際に文部省より提示された、大学卒業後15年、助教授・講師経験10年位をめどとするが、そのうち一つの要件を満たしていれば、後一つの要件をある程度緩和する方向で運用すること、大講座内では、教授・助教授席は相互に流動的な運用が可能であり、大講座間の移流用に関しては、一定条件・一定期間内では考えてもよいこと、などを教授会の了解事項にすることとしたが、それと同時に、更にこれらの論点を検討するための委員会を設置することが決定された(1986年12月9日、第174回教授会)。この教授会決定を受けて、翌1987年2月10日に「教員選考等検討委員会」が設置されたが、そのとき選出された委員は以下のとおりである。

委員長 深谷 松男(民法)

委員 長沼 範良(刑事訴訟法)

出口 耕自(国際私法)

佐藤 正滋(比較法)

鹿島 正裕(国際関係論)

その後、ある採用人事案件が教授会で否決されたことをきっかけとして、前記の3論点のほか新たに、人事が否決された場合の選考委員会の存続問題、及び、法学部教員選考内規第5条第1項の「学部長は実質審査に加わらない」という条文の解釈問題の二つの論点が委員会での検討事項として付け加えられた。委員会は長期にわたって何度もこれらの論点を検討し、その結果1988年2月23日に～の論点に関する第1報告書が提出された。報告書によれば、については、社会人登用の場合には「金沢大学教員選考基準」が示す要件では不十分ではないかとの指摘もあったが、現段階ではこの基準で足り、新たに内規を作る必要はないこと、については、この要件は、昇任人事開始の必要条件を意味すると同時に、昇任人事の不当な停滞を防止するための基準でもあるものと理解し、その内容及び解釈については、教授会での了解事項どおりであるとしている。またについては、大講座内では、教授席・助教授席の比率を十分に考慮し、長期的展望を踏まえた計画的な採用人事を行うことを前提として、昇任人事を促進するために、教授席を流動的に運用すること、及び大講座間の移流用についても、将来の復元のために相当の期間を設け、なおかつ移流用を求められた講座の将来予想される人事の妨げにならない場合に限り、昇任人事が著しく不公平な結果とならないよう、教授席・助教授席の移流用を図るべきことを提言している。この報告は種々意見交換がなされた後、教授会において承認された。

委員会は、さらにの論点についても引き続き検討し、翌1989（平成元）年3月7日に第2報告書を教授会に提出した。それによれば、の選考委員会の存続問題に関しては、内規の第7条第3項に規定された、教授のみによる投票が終了した時点で、人事の可否にかかわらず、選考委員会は解散すると解すべきものとし、内規に新たな規定を追加すべきことを、またの学部長の実質審査問題に関しては、少なくとも学部長は、その専門分野の人事に意見を述べるべきものとせねばならず、その旨を了解事項として内規の後に付記すべきであると提言している。教授会はこの報告書を基に議論を重ねた結果、同年6月13日第229回教授会において、委員会の報告書にほぼ沿った形で、法学部教員選考内規の一部改正を承認した。この後、委員会は1990年2月20日の第243回教授会において、前記についての補足意見を記した第3報告書を提出し、これが了承された後、教授会の議を経て委員会は廃止された。このように、委員会及び教授会において長期間にわたって議論を積み上げたことによって、大講座の在り方及び人事の進め方に対して、教授会構成員の間で共通の認識が得られ、以来、法学部の人事の適正と活性化は十分に確保されて今日に至っている。

## （2）新キャンパス校舎の設計・建築と移転

新キャンパス校舎の設計に関する法学部の取り組みは、いまだ移転地が決定されていない1980（昭和55）年に既に始まっていた。この年の6月25日に開かれた第8回法学部教授会において、新校舎の調査資料の整理や新校舎に関する意見の集約等を行うための組織

## 第2章 法学部

として、「キャンパス施設委員会」の設置が提案され、了承された。初代の委員は学部長の指名により選出（これ以降は1年ごとに選挙によって改選）されたが、その顔ぶれは次のとおりである。

座長（後に委員長と改称）	和座 一清（商法）
委員	布村 勇二（経済法）
	深谷 松男（民法）
	岡部 泰昌（刑事訴訟法）

委員会が設置されたことで、キャンパス移転における法学部の取り組みはここが中心となり、移転問題に関する学内委員会である「総合移転実施特別委員会委員」や「キャンパス問題に関する専門委員会委員」などもこの委員会の中から互選で選ばれることとなった。

委員会は新校舎の基本構想を固めるべく、設立後速やかに活動を開始し、1980（昭和55）年7月23日の第11回教授会の席上、新校舎に関する自由討議を提案して、各教官の意見・要望を聴取し、また、同じく移転問題を抱える大学、あるいは近年キャンパス移転や校舎の新築を行った大学に委員を派遣して現地調査を実施した。教授会議事録には、1980年度から1981年度にかけて、富山医科薬科大学（1980年9月）・静岡大学（同年10月）・広島大学（1981年2月）・神戸大学（同前）・大阪大学（1981年11月）・筑波大学（同年12月）などへの調査を実施し、結果を教授会に報告したことが記録されているが、当時の委員の記憶によれば、このほかにも、上越教育大学・愛知教育大学・高岡短期大学・和歌山大学・琉球大学等へも委員を派遣して、あるいは各委員が所用で訪問した機会に調査を行ってきたとのことである。

移転に関する法学部内部の問題については、キャンパス施設委員会が主として担当し、場合によっては、問題の性質に応じて関係する各委員（教務関係では教務委員、図書館関係では図書館委員等）を加えて議論を行うことになっていたが、こと新校舎の設計に関しては、法学部だけでは決められない要素を多分に含んでいた。法文学部から分離改組した文・法・経済の3学部は、それぞれ独立の学部であるとはいえ、事務組織は3学部共通のままであった。したがって、各学部が全く別個に校舎を構えることは困難であり、3学部が同居する形での新校舎建設が不可欠であった。そのため、新校舎の基本構想及び設計に関して、3学部間で協議するために、「新校舎建設経過に関する三学部委員連絡会」が組織されていたが、キャンパス移転計画が具体性を帯びてくるにつれて、同連絡会を発展的に解消させ、各学部のキャンパス施設委員各2名（法学部からは深谷松男委員と前田達男委員が参加）及び事務局2名の計8名から構成される「三学部キャンパス施設連絡会議」を新たに発足させた（1982年6月4日。第1回会合は同年6月16日）。これ以降、委員会で法学部の見解をまとめ、それを連絡会議の場で調整するという方法で、校舎設計が詰められていった。

校舎の配置に関しては、当初は、文学部棟・法学部棟・経済学部棟・講義棟を、中庭を囲む形で口の字型に配置する案など、様々な意見が出されたが、最終的には、現在の配置、

すなわち、法経棟と文学部棟を東西方向に平行に、しかし重ならないようにずらして配置し、法経棟の西端と文学部棟の東端を南北方向に講義棟でつなぐ稲妻型に落ち着いた。法経棟と文学部棟の2棟に分けたのは、法学と経済学との間の学問的親近性が比較的強いものに対して、文学部とは比較的疎遠であることから、文学部が独立の棟とするのを希望したこと、並びに文学部は単独で独立の棟を形成するに足る基準面積を有していたことなどが主たる理由である。また、講義棟の分離は、各学部で講義室をできるだけ共用することによって、資格面積を有効に活用できること、及び各教官の静かで快適な研究環境を確保するなどの理由によっている。

従来の法文校舎においても、一応教官研究室は講義室から離れた場所に設けられていたが、同じ建物の同一平面上に講義室と研究室が配置されていたため、講義のために講義室まで移動するのは便利であった反面、休憩時間中に出される騒音を十分に遮断することはできなかった。新校舎では、この点の反省を踏まえて、講義室を別棟とし、しかも法経棟に関しては、講義棟と接続する3階以下には教官室を設けず、すべて4階以上に配置することで、快適な研究空間を確保している。

さらに、講義棟と研究棟を分離したことには、別の利点もあった。前述のとおり、従来の法文校舎では、研究室と講義室とが同一平面上に配置されていたため、廊下の幅は両者共通していた。しかし、一見して明らかのように、学生が大勢通る講義室前の廊下と、それほど人通りの多くない研究室前の廊下とが、同じ幅であるのは、非常に不合理であった（法文校舎は全般的に廊下が狭かった）。ところが、新校舎においては、講義棟と研究棟が分離されているので、それぞれの廊下に幅を別個に設定することができるため、講義棟の廊下は広めにとって、学生の流れをスムーズにし、一方、それほど人通りの多くない研究棟の廊下は若干狭めにして、その分教官研究室の奥行きを広げることが可能になった。このため法経棟に関しては、教官研究室の広さは、標準で20m<sup>2</sup>のところは24m<sup>2</sup>となって若干余裕が生じ、大学院の授業や小人数のゼミ等は教官研究室での開講も可能となり、それによって講義室の有効活用がより一層促進されるという好結果となった。

これら委員会や連絡会議での検討結果を基に、1985年2月19日に新校舎の基本構想が設計会社より提出され、さらに同年3月26日に基本設計図第1試案が、また4月23日には同第2試案が提示された。これらの設計図を見ると、現在の校舎の外観にアクセントを与えている研究棟と講義棟との接続部分に位置する扇形の大講義室が、正方形になっている点が大きく異なるものの（ただし、内部の座席配置は扇形であった）それ以外の点では、ほとんど現在と変わるところはなかった。その後、前述の大講義室の外観や、そのほか若干の施設配置を変更した基本設計図第3試案の提出が1986年12月11日に行われ、また、最終的な設計図となる、実施設計図の最終図面が翌1987年6月25日に提出され、この時点で校舎設計に関する主な議論は終了することになる（内部の設備に関する細かな仕様については、この後も議論が継続した）。

法学部は第1期の移転部局となり、校舎完成後間もなくの1989（平成元）年夏休み期

## 第2章 法学部

間中に移転が実施された。法学部では例年7月上旬で講義を終え、前期の定期試験は9月に実施していたが、この年のみは特例として講義期間終了後、直ちに試験を繰り上げて実施し、7月下旬までには前期の全授業日程を終了させた。そしてそれと前後して、各研究室において各人が順次梱包作業を行い、8月21日から23日にかけて搬出搬入作業が行われた。当時新キャンパス内にあったのは、図書館と学生会館（生協等が入居、ただし営業は10月から）のみであり、また周辺地域も、移転当初は文字どおり何もなく、食事をする場所にも事欠く有様であった。今では大学のお膝元に当たる、浅野川大通り周辺の若松整理街区（通称「杜の里」）辺りに、大型スーパーをはじめ、各種の店舗が軒を並べているのを見ると、まさに隔世の感がある。また、キャンパスへの交通手段に関しても、金沢駅と角間キャンパスの間を結ぶ新規バス路線の運行が、後期授業の始まる10月からであったので、自家用車通勤をしていない教職員の便宜を図るため、城内キャンパス事務局前、及び最寄り（と言っても、2kmほど離れているが）の若松バス停留所と角間キャンパス間に、それぞれ平日3往復、土曜日2往復のスクールバスを運行していた。このような不便な状況は、その後徐々に解消されてはいったものの、2年後に理学部・教育学部が移転してくるころまで続いた。

### （3）この時期のカリキュラム改革

法学部においてどのようなカリキュラムを組むかは、すなわち法学部としてどのような学生を社会に送り出すかを決定付けることであり、それは社会の変化を考慮して、定期的に見直されるべき性格のものである。法学部のカリキュラム改革が始まった1987（昭和62）年は、法学部発足時に定めたカリキュラムが、はや7年目を迎えており、しかも2年後には移転を控えているというように、カリキュラムの見直しを行うのに、まさに絶好の時期であった。

その年の12月15日に開催された第196回教授会において、カリキュラムの見直しを検討するための組織として、「カリキュラム等検討委員会」の設置が決定され、翌1988年2月9日の第199回教授会で、委員5名で発足することが正式に承認された。教授会によって選出された5名の委員は以下のとおりである。

委員長	佐藤 正滋（比較法）	
委員	野中 俊彦（憲法）	佐分 晴夫（国際法）
	中島 史雄（商法）	西村 茂（政治社会学）

ただ、理想的なカリキュラムというのは、各人各様であるため、意見を集約して一つにまとめる作業は、困難を極めるのが普通である。このことは、この時の委員会においても同様であり、演習と外国書講読のみを対象とした第1次報告が提出されたのが、委員会設立から1年以上経過した1989年3月7日の第222回教授会でのことであり、そのほか一般的なカリキュラム見直しに関する第2次報告に至っては、さらに1年後の、1990年3月

13日開催の第246回教授会において、ようやく提出されるという状態であった。

各報告がどのような問題を取り上げていたか、その概略をかいつまんで述べると、まず第1次報告では、演習については、単位認定の時期、必修か選択か、配当学期と単位数、演習参加人数の制限、演習用教室、などについて、また外国書講読については、単位数の改正、必修か選択か、配当学期、などの問題に言及している。一方、第2次報告では、コース制、必修科目制、選択科目制、授業科目の学年配当、講義期間（授業単位）などの問題を取り扱っている。ただ、カリキュラムの問題は、個々の授業科目の検討と密接に関連する部分があることから、委員会の性格上、具体的な改正案を提出することはできず、したがって、報告書では一般的な方向性を指摘するのみにとどまっている。そして第2次報告を提出した時点で任務は終了したものと考える、という委員会の見解を受けて、教授会は委員会の解散を承認した。

委員会の第1次報告において提起された演習と外国書講読の問題については、その後、教務委員会（委員長：梅田康夫、委員：長沼範良・井上英夫・鹿島正裕）がこれを引き継いで、見直し問題に取り組んだ。教務委員会は、第254回教授会（1990年9月25日開催）の席上で、各教官より意見の聴取を行ったのを皮切りに、演習と外国書講読に関するアンケートの実施や、アンケート結果を基にした懇談会の開催を経て、12月18日に中間報告を教授会に提出した（第259回教授会）。さらに、翌1991年1月に再びアンケートを取り、その集計結果及びこれまでの議論を基に、教務委員会での検討を経て、同年3月12日の第265回教授会に以下のような改正案を提出した。

（現行）

外国書講読	2単位中2単位必修	2年後期・3年前期配当
演習	4単位中4単位必修	3年後期～4年前期配当

（改正案）

外国書講読	4単位中2単位選択必修*	2年後期・3年前期配当
基礎演習	2単位中2単位選択必修*	2年後期配当

（\*外国書講読と基礎演習合わせて6単位から2単位選択必修・4単位選択）

演習Ⅰ	4単位中4単位選択	3年通年配当
演習Ⅱ	4単位中4単位必修	4年通年配当

現行の制度と比較してみると明らかなように、この改正案はかなり大胆な変化をもたらすものであったため、その時は教授会の承認を得られず、継続審議となった。

年度が改まり、教務委員会の構成員も一部入れ替わったところで（委員長：鹿島正裕、委員：梅田康夫・西山芳喜・松久三四彦）、第267回教授会（1991年4月23日開催）で、再び教務委員会改正案を審議したが、やはり意見の一致を見ず、次回以降で継続審議することとなった。そこで教務委員会は、これまで教授会において出された意見を参考にして、

## 第2章 法学部

以下のような修正案を作成した。

(修正案)

外国書講読	4単位中2単位必修・2単位選択	2年後期・3年前期配当
基礎演習	2単位中2単位選択	3年前期配当
演習Ⅰ	4単位中4単位必修	3年後期～4年前期配当
演習Ⅱ	2単位中2単位選択	4年後期配当

この修正案は、基本的に現行の制度を維持しつつ、改正案にあった基礎演習の新設や演習Ⅰ・Ⅱの区別(内容は若干異なっているが)を取り入れたものになっている。これが5月21日の第269回教授会で承認され、1991年度後期に専門課程に進学してくる学生から適用されることになった。

1987(昭和62)年12月より始まった法学部のカリキュラム改革は、およそ3年半後の1991(平成3)年5月に、外国書講読及び演習の部分的見直しという形で、一応の区切りを迎えたが、カリキュラム全般に対する本格的な見直しは、大学設置基準の大綱化による課程区分の廃止及び法学部改組(公共システム学科の増設)の時期まで待たなければならなかった。

### (4) この時期の入試改革

本節で取り上げた1980年代後半から1990年代前半にかけての時期は、全国的規模での重要な入試制度の改革は行われたものの、当法学部に関して言えば、それほど変化がない時であった。ただ、この時期には、現在も存続している入試関係の重要な二つの委員会、すなわち、入学者定数確保委員会と入試問題検討委員会とが設立されている。そこで本項では、この二つの委員会の設立の経緯を中心に述べてみたい。

1987年度入試より、国立大学の入試がA・B両日程に分かれ、本格的に受験機会の複数化が達成されることになった。この時、金沢大学はA日程に属することになったが、法学部においては、それ以前と比べて受験者が大幅に増えて競争倍率も上昇し、2段階選抜(いわゆる「足切り」)を実施しなかったこともあって、学内の施設のみでは受験会場が賅えず、結果的に市内の公立高校の教室を借りて入試を行わねばならないことになった。もっとも、受験者数が増加したのは、受験機会が複数化されたために、受験生の延べ人数が増えたからであって、決して受験生の実数が増えたわけではない。したがって、受験者が増えた分、入学辞退者の数も以前と比べて大幅に増加することが予想された。しかも、今回が本格的な受験機会複数化後にはじめて迎える入試であることから、これまでの経験則が必ずしも通用しないため、定員を下回ったり、あるいは大幅に定員を上回ることなく、いかにして適正定員を確保するかが問題となった。そこで、入試開始直前の1987年1月



13日開催の第175回教授会において、学部長・評議員・入学試験運営委員・入試制度専門委員・入学試験総務委員・教務委員長を構成員とする入学者定数確保検討委員会の設置が承認され、同委員会が、合格者数及び補欠合格者数の原案を作成し、それを教授会に諮ることとなった。同委員会は現在も存続し、適正定員の確保に大きく貢献している。

法学部は1985年度入試より、二次試験教科として、従来の国語・外国語に加えて社会を追加したが、社会については、出題や採点面での負担の問題が発生し、社会の出題を継続すべきか否かは、かねてより懸案となっていた。1987年6月2日の第185回教授会において、1988年度入試の取り扱いを検討した際に、社会から現代社会を外す以外は、前年度入試を踏襲することが承認されたけれども、社会に関する種々の問題点については、入試問題検討委員会を設置して検討させることとした。同委員会の構成については、入学者定数確保検討委員会委員が兼任し、ほかに学部長指名教官数名を加えることとし、併せて、初代委員長には岩佐幹三教授を充てることが承認された。結局、社会については、1989年度入試より、二次試験科目から削除されることとなった。

冒頭にも少し述べたように、この時期には、1989年度入試から、A・Bいずれかの日程でのみ入試を行う連続方式に加えて、前期・後期両日程に定員を振り分けて、2回入試を行う分離・分割方式が新たに導入されるという、重要な入試制度改革が行われた。本学においても、理学・薬学・工学部のように、1990年度入試より、いち早くこの分離・分割方式を導入した学部もあったが、法学部においては、一度決めた制度は数年は続けるべきであるとの声もあって、引き続き連続方式A日程で入試を実施することになった（1988年11月8日第207回教授会決定）。法学部が分離・分割方式に移行したのは、1994年度入試からのことであった。

## （5）法学部図書室の整備

法学部において研究と言え、それは通常、文献研究を意味するため、図書の存在は研究上必要欠くべからざるものである。したがって、図書館・図書室は、法学部にとっての最も重要な研究支援施設の一つであると言える。

法学部は法文学部時代以来、主として法学系の雑誌や書籍を所蔵する法学部図書室を法文校舎内に設置し、法学部の教官や学生の便宜を図ってきた。ところが、図書室には図書専門職員は配置されておらず、2名の研究助手が、研究の傍ら図書の整理・管理業務を行うという状態であった。そのため、助手の方々の努力にもかかわらず、必ずしも満足できる状況にはなく、学部内でも図書専門職員の必要性が強く感じられていた。

こうした状況の中、1989年1月に、助手2名のうち、1名の他大学への割愛が承認されたのを機に、同年1月31日開催の第219回教授会において、図書館委員会委員（中村茂夫・佐藤正滋各委員）及び図書委員（岩井宜子・西山芳喜・櫻井利夫各委員）連名で、法学部図書室の要員確保のための提案が行われた。その後教授会は、2度にわたってこの問

## 第2章 法学部

題を検討した結果、図書業務を専門に取り扱う職員を採用する必要性の認識について一致し、第221回教授会（1989年2月21日開催）において、学部長・評議員・教務委員長・労働法担当教官から1名、図書館委員会委員から1名、図書委員から2名で構成される「図書専門職員選考委員会」を設置し、採用人事を担当させることに決定した。委員会では、図書業務に支障を来さないよう、助手の他大学への転出が行われる3月31日までに後任を決定できるよう努力したが果たせず、それよりも若干遅れて、5月9日の第227回教授会において、他大学の図書館職員であった太田則夫を6月1日付けで法学部図書専門職員に採用することが提案され、審議の結果、助手ポストで採用することが承認された。

さらにその後、もう1名の研究助手が、1990年4月1日付けで本学の助教授に昇任したのを機に、より一層図書室の機能を充実させるため、同年5月8日の第249回教授会において、法学部図書室の図書職員2人体制を実現することが承認され、5月22日の第250回教授会で、前回と同じ構成での「図書専門職員選考委員会」設置を決定した。ただ、この2人目の図書専門職員の採用についてはやや難航した。選考委員会が設置されてから1年以上経過した1991年7月9日ようやく候補者が教授会に報告され、翌年4月1日付けでの採用が承認されたのも束の間、後に候補者本人より辞退の申し出があったため、採用人事は振り出しに戻ってしまった。そして最終的には、1993年6月29日開催の第312回教授会において、本学附属図書館専門員であった湯浅信明の採用（1993年10月1日付け）が承認されたことにより、法学部図書室の職員2人体制を何とか実現することができたのである。

図書専門職員を採用したことにより、法学部図書室は生まれ変わった。特に蔵書カードの見直し・補充や、蔵書データベースがパソコン上に構築されたことにより、必要なときに必要な書籍を探し出すことが容易になり、教官・学生にとって大いに利便性が向上した。

### （6）研究活動及び対外的活動の充実

#### 研究会活動の活発化

法学部の発足後、教官の増加とともに、研究会活動が活発となっていった。しかもその多くが、当法学部教官だけでなく、北陸地域の他大学の研究者、さらには実務家・民間研究者も加わるものになっていった。以下の叙述を見れば、金沢大学法学部が北陸の法学・政治学研究の中心であり、拠点であり続けたことが分かる。

金沢法学研究会 この研究会の歴史は古く、法文学部法学科時代の1963（昭和38）年ころにさかのぼる。この研究会は、金沢大学法学部スタッフと名古屋高裁金沢支部、金沢地裁及び金沢家裁の判事により構成された研究会で、理論と実務の両者に及び、またその接点を探求する貴重な研究会であった。幹事は大学側と裁判所側から1名ずつ出ている、主として裁判所を会場にして開催していた。盛んな時期は大学紛争が沈静化した後の数年で、月1回の割で行っていた。司法修習生も活発に参加した時期もある。角間キャンパスに移

転した後は、大体年2～3回のペースで行われていたが、1995（平成7）年を最後に活動は休止状態である。

民事法研究会 法学部の発足後すぐに活動を開始したもので、法学部で最も早くから活動した研究会である。はじめ民法と商法の教官により進められ、法学研究科の民法・商法専攻の院生も早い時期から指導教官の勧めで出席していた。城内キャンパス時代は2ヵ月に1回ほどのペースで、校舎3階の教室を会場にして行っていた。角間キャンパスに移ってからは、民事訴訟法・経済法・国際私法と領域が広がり、富山大学・高岡法科大学・北陸大学等外部の研究者・実務家も加わって、原則として毎月1回、1～2件の報告がなされ、また院生指導の一環として院生の報告もしばしばなされるようになった。また他大学からの出席の便を考慮して、時には、キャンパスから出て市内で行った。

公法・基礎法研究会 北陸地域の公法・基礎法研究者を主たる構成員として、1989年4月に発足したが、その後金沢大学の角間移転により他大学からの出席が困難になったこと、また北陸公法判例研究会が設立されたことなどの理由により、1992年末に活動を停止した。

北陸公法判例研究会 北陸3県の公法学研究者の共同研究の場として、1993年2月に発足した。判例研究を主としているが、適宜研究発表や院生の発表も行い、ほぼ1年に4回ほどの回数であり、出席者の便を考慮して市中心部に会場を求めて行ってきた。

北陸刑事法研究会 従来、北陸地方における刑事法の共同研究組織はなく、関東・関西などの研究会に個人的に参加していたが、本学部の刑事法スタッフを中心として1990年に発足した。年に3、4回のペースで行ってきた。

公共システム論研究会 当研究会の発足は、本節が対象とする年代よりもかなり後のことになるが、研究会活動として、本項目の下に併せて取り扱うこととする。

法学部改組により、公共システム学科が設置された後間もなく、基本的には共同研究により公共システム学を考究・確立するために、実際的には専門科目としての公共システム論の総合科目の開講準備及び院生の共同指導のために、公共システム学科の教官が中心になってこの研究会が発足した。学科を超えて法学部教官の出席があり、年4～5回、1回十数名が出席して行ってきた。

その他の研究会 以上のほかに、法学部教官だけでなくさらに幅広い構成員によるものとしては、北陸医事法研究会が当法学部の民法・刑法・民事訴訟法・社会保障法の教官と金沢大学医学部、金沢医科大学等の医事法及び法医学その他の教官により構成されたもので、1982年8月に発足した。特に医療事故、脳死、臓器移植について集中して研究を重ねて、学界に寄与するところが大きかった。1996年以降活動は休止状態である。

#### 法学部公開講座

法学部では、学問の成果を広く市民に開放し、生涯教育の発展に寄与するため、1982年度より独自に公開講座を開講してきた。この公開講座の開講には、法学部創設以来の懸

## 第2章 法学部

案であった、夜間主コース設置のための試行過程という意味合いも同時にあった。公開講座は、例年秋ごろ（年度によって異なるが大体9月～11月ごろ）に週1回、平日の夜に城内キャンパスで開催され、数名の法学部スタッフが各週ごとに順番に講師を務め、テーマに沿った講演を行う形で進められてきた。この開講形態は、会場及び時間帯は変更されているものの、基本的には現在も踏襲されている。

その後大学が角間に移転し、その当初ははまだ交通機関等のインフラが整っていなかったため、途中、1989年度より1992年度まで休止したものの、1993年度より角間キャンパスにおいて再開した。ただ、前例にしたがって、開講時間を平日の夜に設定したが、角間では夜間のバスの便が必ずしも良好ではなかったため、翌1994年度にはその点を考慮し、金沢駅にほど近い三社町の石川県女性センターで開催した。しかし、1995年度からは、土曜日の午後に時間帯を移すことによって再び角間キャンパスでの開催が可能となり、現在に至っている。この開講時間帯の変更は、夜間に外出することが難しい主婦層の参加を促すという、別の好結果をもたらすことともなった。表2-10に各年度における公開講座のテーマ一覧を記しておく。

公開講座は、老若男女を問わず幅広い世代の人々が受講しており、地域的にも、金沢市だけでなく、周辺市町村や富山県からの参加者もいる。中には毎年連続して参加しているリピーターもあり、受講者からはおおむね好評を得ている。学部単独で開催している公開講座が、これほどまでに継続して行われているのも、法文学部改組による法学部の誕生によって、法学部のスタッフが充実したことと無縁ではないであろう。

表2-10 法学部公開講座テーマ一覧

1982年度 (昭和57)	「地域から世界へ 現代の法と政治を中心として」(全12回)
83年度	「地域から世界へ 視野広く法と政治を」(全12回)
84年度	「地域から世界へ 生活(くらし)と憲法」(全9回)
85年度	「地域から世界へ 現代的諸問題への接近」(全10回)
86年度	「現代社会に生きる 市民生活と法律」(全10回)
87年度	「21世紀にむけて、いま現代社会と法を考える」(全9回)
88年度	「国際社会における日本を考える」(全10回)
89年度 }	- 中 断 -
92年度	
93年度	「地域から世界へ 変動する現代社会と市民」(全10回)
94年度	「家族とくらし 人と世界」(全5回)
95年度	「生と死の法律学」(全7回)
96年度	「女性と家庭の法律学」(全7回)
97年度	「親と子の法律学」(全7回)
98年度	「世紀末に生きる 歴史と文化と法」(全7回)

## 全国的学会の開催

法文学部改組に伴う法学部教官数の増加による好影響は、別の方面にも及んだ。法学部に改組されて以降、本学において法学系の全国的学会が相次いで開催されたのがそれである。まず、1986年10月10日に、教養部のB14大講義室を利用して法制史学会が開催されたのをはじめとして、角間キャンパスに移転した翌年の1990年には、5月12日に日本法社会学会、5月13日に国際法学会、5月14日に世界法学会、5月15日に国際私法学会と、立て続けに大規模な学会が法学部校舎を会場にして開催された。また比較的近年では、1993年10月2日にも日本犯罪社会学会が開かれている。

全国的規模の学会開催は、自大学を広く紹介する絶好の機会であるため、特に私立大学では学会の誘致に熱心なところも多いようであるが、その一方で、準備や運営に膨大な手間がかかることから、開催校に少なくとも2～3名は当該学会会員がいないことには、実現は困難である。このように考えると、法学部スタッフの充実が、本学での学会開催を促進させる原因となったことは紛れもない事実であろう。それに加えて、角間キャンパスの新校舎建設の際に、当時の学生定員の2倍の収容力を誇るA101大講義室（360名収容可能）を設けたことも、大規模学会開催における会場の確保を容易にし、角間キャンパスでの学会開催ラッシュへとつながったものと思われる。

# 7 大学改革と法学部

## (1) いわゆる「大学改革」の動きと法学部改革

### 全国的な「大学改革」の動きと金沢大学の改革

1980（昭和55）年の法学部発足、1989（平成元）年の角間移転に引き続いて、法学部にとって大きな転機をもたらすこととなったのは、1991年以降のいわゆる「大学改革」とそれに伴う全学的な組織改革・カリキュラム改革の動きである。「大学改革」の動きが金沢大学全体において進行する中で、法学部は時代の要請にこたえる新しい法学部を目指して、二次に及ぶカリキュラム改革と2学科体制を中心とする研究教育組織の拡充改組を実現することになるのである。

この期のいわゆる「大学改革」は、1991年の大学審議会の答申、そしてそれを受けた大学設置基準の「大綱化」をもって始まる。金沢大学においても同年3月、全学の「将来計画検討委員会」の下に「学部教育等検討委員会」が設置され、大学設置基準の大綱化に対する対応を含めた大学教育の在り方全般にわたる検討が行われることになり、改革への具体的取り組みが始まった。この学部教育等検討委員会は、評議員を出している全部局が選出する評議員である委員各1名により構成され（ただし教養部は、ほかにオブザーバー

## 第2章 法学部

2名)、1991年5月以降、大学の教育改革の諸問題の検討を開始し、その改革を推進する役割を果たした。

法学部からは評議員深谷松男教授が選出されたが、深谷教授は1992年11月に委員の互選により委員長に選出された。当時はカリキュラム改革の最中で、一般教育課程と専門教育課程の課程区分の廃止をめぐる重苦しい議論が続いていたときであるが、委員長を出している部局は、なお1名の委員を出すことができる、その場合は評議員でなくてもよいという申し合わせにより、法学部は鹿島正裕教授(1992年11月~1994年3月、1995年4月~1996年3月)を追加選任した。またカリキュラム改革の方針が定まり具体的に細部の詰めを行い、その実施に当たる機関として1993年5月「カリキュラム実務委員会」が学部教育等検討委員会の下に設置されると、その委員には長沼範良助教授が選出された。鹿島教授が在外研究のため不在の期間中(1994年4月~1995年3月)は、長沼教授が学部教育等検討委員会の委員を兼ねた。なお深谷教授は、1996(平成8)年3月に全学の改革改組(ただし大学院改革を除く)が完了するまで、学部教育等検討委員会委員長を務めて、委員会の取りまとめと改革の推進に当たった。法学部は委員長を出し、かつ委員を2名出していたので、学部全体でこれを受け止め、慎重な協議を重ね、もって全学的視野において積極的に改革の推進に参画した。

学部教育等検討委員会は、まず教育課程(カリキュラム)の改革から取り組みを開始し(改革全体の概要については、深谷松男「金沢大学『教育改革』の経緯と概要」『金沢大学教養教育機構研究調査部報』第1号、1997年参照)、1993年度から前記のように課程区分(教養課程・進学課程)を廃止し、次いで1993年7月、教育課程改革の基準ないし指針として「新カリキュラム大綱」を決定し、これに基づいてカリキュラム実務委員会を通じて全学的に学部規定の改正を行い、1994年度よりいわゆる「新カリキュラム」が実施された。

次に学部教育等検討委員会は、新カリキュラム大綱を決定したその日に、新しい教育カリキュラムを担うに足る教育研究組織の改革、すなわち教養部組織及び学部・大学院組織の改革の論議に入り、同年11月、教養部の組織転換(廃止)と新しい教育研究組織の構想の適切可能な方向(新学部の設置、大学院の拡充改組、これらと並行して各学部の学科等の拡充・改組、学内共同研究施設等の新設・整備)を打ち出し、将来計画検討委員会はこれを受けて「教育研究組織の改組構想の方向づけ」を承認して、この方向で全学的に改組に取り組んだのである。

その後1994年の秋に入ると、少子化の時代の要請による教育学部の縮小改組問題が起こり、改組の作業は更にその翌年に持ち込まれることとなった。新学部の創設は困難であるとの文部省の意向から、以後改組の方向は、各学部の拡充改組と外国語研究教育センターの設置を中心に進められた。そして各学部の改組拡充計画の可能性に応じて教養部教官定員の移行配置を決定し、ついで各教官の希望を重視しつつ教官現員の分属を行うという方針で進められた。

## 法学部における改革論議

法学部の改革も、かかる金沢大学における全学的な「教育改革」の流れと連動するものである。すなわち既に述べたように、金沢大学における「教育改革」の議論は、まず最初に大学設置基準の大綱化を受けたカリキュラムの改革が先行して行われ、それを追う形で教育研究組織の改革が行われたところにその特色がある。法学部における改革論議もこれに対応した形で、カリキュラム改革、組織改革、が焦点となる。併せて、広い意味で一連の大学改革に関連する論点として、社会環境科学研究科（博士課程）の設置を中心とする大学院改革、多様な入試制度に基づく入学門戸の開放、といった問題が議論されたのである。

以下ではこれらの改革の論点に沿って、「法学部改革」の動きを見ていくことにする。

## (2) カリキュラム改革

### 学部教育等検討委員会の設置

学部教育等検討委員会における全学的カリキュラムの見直しと改革の作業に並行して、法学部の教育改革を検討し、併せて全学的会議に法学部の意見を反映させるための委員会として、法学部教授会は1991（平成3）年9月24日、「教育体制等検討委員会」の設置を決定し、10月15日、同委員会が発足した。

同委員会は、学部教育等検討委員会委員である深谷教授を委員長とし、委員は公法講座から憲法・行政法、国際法及び刑事法の各点線枠から1名、民事法講座からは民法、商法、民事訴訟法及び社会法の各点線枠から1名、基礎法講座と政治国際関係講座から各1名、それに加えて教務委員長により構成された。そして、教育課程等につき検討し、学部内の意見を取りまとめるとともに深谷委員長が学部教育等検討委員会の委員長になると、同委員長を支える働きをも担ったのである。

### 新カリキュラムの策定

カリキュラム改革については、まず、1993年度より実施される課程区分の廃止、それに伴って問題となる専門科目と教養的科目とのくさび型の学期配置、専門教育への導入の工夫、少人数教育の充実、外国語教育の充実などの課題を挙げて検討した。これら新カリキュラムにかかる教育体制等検討委員会の報告は計3回に及び、種々の議論を経て、同年12月14日の教授会において、同委員会から提出された「法学部教育課程の改革案」が承認され、それを受けて法学部規程の改正が行われた。その概要は次のとおりである。

コース制について コースは、従来どおりの2コース制を踏襲した。コース配属は2年前期に決定する。

最低履修単位数について 卒業に必要な最低履修単位数は138単位とする。教養的科目の最低履修単位数は46単位、専門科目の最低履修単位数は92単位である。

## 第2章 法学部

教養的科目について 教養的科目の分類は新カリキュラム大綱による。ただし、同大綱にいう基礎科目は特に設けなかった。言語科目は、新カリキュラム大綱の言語Aと言語Bの中から計8単位（同一言語による言語A4単位を含む）を選択必修とし、未習言語のB2と言語C4単位の履修を指導する。さらにいわゆる第3外国語に当たる未習言語のA4単位とB2単位を選択し得るよう、言語科目の追加履修を12単位まで認める。保健体育は健康管理教育として、関連する「テーマ別科目」を少なくとも4単位履修するよう指導する。

一般科目及びテーマ別科目のうちから、人間系・社会系・自然系につき各4単位を必修とする。3年後期から始まる演習Ⅰ（必修）の履修要件として、言語A・B8単位、人間系・社会系・自然系のテーマ別科目・一般科目から各4単位（計12単位）、合計20単位の履修を義務付ける。

専門科目について 法学概論・政治学概論（各2単位）を1年次に新規に開講し、必修とする。教養的一般科目の法学、政治学の履修も認める。演習は基礎演習を2年後期と3年前期に開講するほかは、現行どおり3年後期～4年前期に演習Ⅰ（必修4単位）、4年後期に演習Ⅱ（選択2単位）とする。基礎的な科目は2年次に履修させる。3年次・4年次開講科目を、原則として3・4年次開講とし、前期・後期の別のみを残す。講義はできる限り単学期で完了するものとする。4年次の学習の充実のために、4年次最低履修単位制度を設け、演習Ⅰを除き16単位以上の履修を卒業要件とする。他学部聴講科目及び他大学での履修科目の認定単位数は、現行を維持する。

専門総合科目について 今後の課題とする。

### 「法学概論」「政治学概論」の新設

「法学概論」「政治学概論」（各2単位）は、課程区分廃止後、法学部が学部として行う1年次における専門導入教育の最初の試みであった。この「法学概論」と「政治学概論」のシラバスについては、シラバス作成のいわば先駆けとして、教育体制等検討委員会で、委員全員がそれぞれの関係においてシラバス案を提示し、さらにワーキンググループを立てて整理調整の上、検討協議を重ねた。そして同委員会より提出の各案を審議して、1994年3月9日教授会でその大枠を決定した。その内容は以下のとおりである。

「法学概論シラバス概要」 第1・2回／導入 - 実例を通して、第3・4回／「法源」論とその周辺、第5～7回／法の解釈、第8・9回／司法制度と判例、第10回／法の歴史、第11回／法の担い手、第12回／法学の各分野、第13回／まとめ - 再び実例を通して

「政治学概論シラバス概要」 政治意識、政治家とリーダーシップ、選挙制度と投票行動、圧力団体、～ 政党と派閥、政策と理念、～ 政策過程と政治構造、～ 外交政策、～ 国際政治

講義担当は、法学概論は公法講座・基礎法講座及び民事法講座から各2名、計4名の教官、政治学概論は政治国際関係講座2名の教官によって行うものとした。そして第1回に当たる1994年度は、深谷、長沼、鴨野、清田、佐藤の5教授が法学概論を担当し、大矢



根、李両助教授が政治学概論を担当した。この担当方法をめぐっては、法学概論について、複数教官による講義では一貫性に欠けるのではないかという意見が、後の新々カリキュラムの策定をめぐる議論（1995年秋）の中で特に若手教官の間から出され、また受講生の間からも同様の意見が出されたので、1998年度から原則として1名の教官が一貫して担当することとなり、1998年度は深谷教授が担当した。

#### シラバスについて

まず「法学概論」と「政治学概論」についてシラバスが作成されたことは既に述べたとおりであるが、さらに、そのほかの授業科目全部についてシラバスを作成することとし、全学の学部教育等検討委員会が決定した（1994年10月31日）シラバスの記載基準に従い、1994年11月22日教授会において、法学部のシラバス決定基準が決定され、1995年度から学生にシラバスが配布された。

### （3）組織改革

#### 法学部の拡充改組の経緯

1993（平成5）年秋に入ると、法学部は大学改革の一環としての拡充改組に向けて本格的な取り組みを始めることになる。委員会としては、既存の将来構想等検討委員会がこれに当たり、法政策学科の増設構想から始まって、政策情報学科の構想などが議論された。1994年度に入ると、教養部の改組転換に関する全学の学部教育等検討委員会の動きに合わせ、また他大学（特に新潟大学や岡山大学の法学部）の動向を見ながら、教授会は、深谷学部長を委員長とする将来構想検討委員会を中心に集中的に拡充改組の概算要求案の策定を進めた。そして国際環境大講座と政策情報大講座から成る国際政策学科の増設を1995年度概算要求として提出することを決定する。

学部長が全学の改革推進のために多忙であることも考慮して、概算要求案策定の原案作りや各種文書作成実務に当たる組織として、同委員会に小委員会を置くことが教授会において了承され、学部長、両評議員、学部教育等検討委員、カリキュラム実務委員その他により構成する小委員会を頻繁に開いて密度の高い作業を進め、将来構想等検討委員会も月1回ほどのペースで審議を続けた。

同年5月教養部教官定員の各学部への具体的配分案がまとめられ、法学部の概算要求案についての説明書の作成、そして文部省への説明が行われた。しかし大学全体の1995年度概算要求は次年度に先送りになり、しかも教育学部の縮小改組問題を同時並行で進めることになったため、法学部は更に意欲的な拡充案を構想することとなる。深谷学部長は全学の改組改革との関係で文部省と折衝する機会が多かったので、それらの接触から新学科名を変更すること、国際法務専門の講座を新設することを決め、1996年度概算要求は、公共システム学科（公共政策、国際政治大講座）の新設と法学科に涉外法務大講座を増設す

## 第2章 法学部

ること（これに伴い法学科は4大講座）を柱とする要求となった。そしてほぼこれに沿って改組が実現することになったのである。

### 法学部改組計画の基本構想

法学部改組計画の基本構想については、文部省に提出した『法学部の改組計画についての補足説明（Q&A）』（1995年7月17日）の次の一文が最も簡略に説明している。これは文部省に前後数回書き直しつつ提出した「法学部の改組計画」（説明書）に詳述されていることや、教授会における学部長（将来構想等検討委員会委員長）の説明を要約したものである。

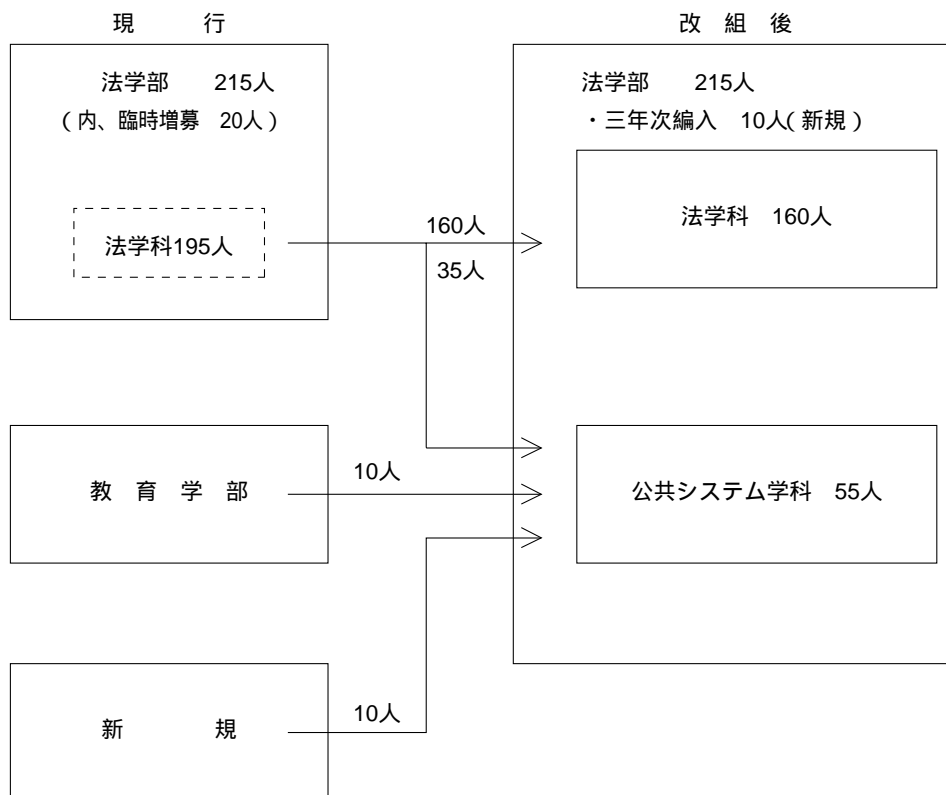
国際化、高度情報化及び価値観の多様化が進行する今日、法学部教育に対して社会が求めることはおおよそ次の二つと考えられる。第1は、契約社会化・訴訟社会化の進行に対応して、実務に結び付く法律知識と法的判断能力を身につけた人材を社会に送り出すこと、第2は、法律・政治・行政・国際関係等によって構築されている今日の多面的社会システムにつき、国際政治的視点から分析するとともに、行政から企業活動に及ぶ幅広い政策企画に参画できる基礎的能力を備えた人材を養成することである。そこで、金沢大学法学部は、第1の要請に応えるために、公法・民事法及び基礎法各大講座に渉外法務大講座を加えて法学科を編成し、これを充実させて、国際化時代の要請に応え得る実務的法知識と法論理的思考力の教育を高める。第2に社会的要請に応えるために、公共政策大講座と国際政治大講座から成る公共システム学科を新設して、日本の国際政治的環境を適確に把握し、かつ情報処理能力・調査分析能力を備え、政策学的識見をもって企画調整に参画できる基礎的能力の育成を図る。法学部の改組計画の要点はこの2点に集約できる。

次に公共システム学科については、「主としてナショナル・システムにおける公共政策を、諸側面にわたり実証的に教育・研究する『公共政策大講座』と、主としてグローバル・システムにおける政治的側面を日本との関係及び比較を考慮しつつ教育・研究する『国際政治大講座』とを置く。」（『法学部の改組計画』）と説明されている。

### 改組の概要

改組の全容を図示すると、図2 - 1（学生定員の移行及び定員増の図）及び図2 - 2（教官定員の移行及び関連授業科目の図）のとおりである。

法学科は法学だけの専門性の高い学科になっている。渉外法務大講座は、教育科目から明らかなように、企業の国際取引に関する法制度と実務を対象とする教育研究組織であって、伝統的な公法大講座と民事法大講座とではカバーできない領域を扱うことができるようになっている。既存の講座も充実され、基礎法大講座は全国的にも充実した講座であるが、国際化に対応した新規増もあって、一段と拡充された。公法、民事法各大講座も集中



1)法学科

学生定員 55人

(内訳) 公共システム学科へ振替 35人、臨時増募の停止 20人

2)公共システム学科

学生定員 55人

(内訳) 法学科から振替 35人、教育学部から振替 10人、新規 10人

3)三年次編入 10名(新規、平成8年度から受け入れ)

図 2 - 1 学生定員の移行及び定員増

## 第2章 法学部

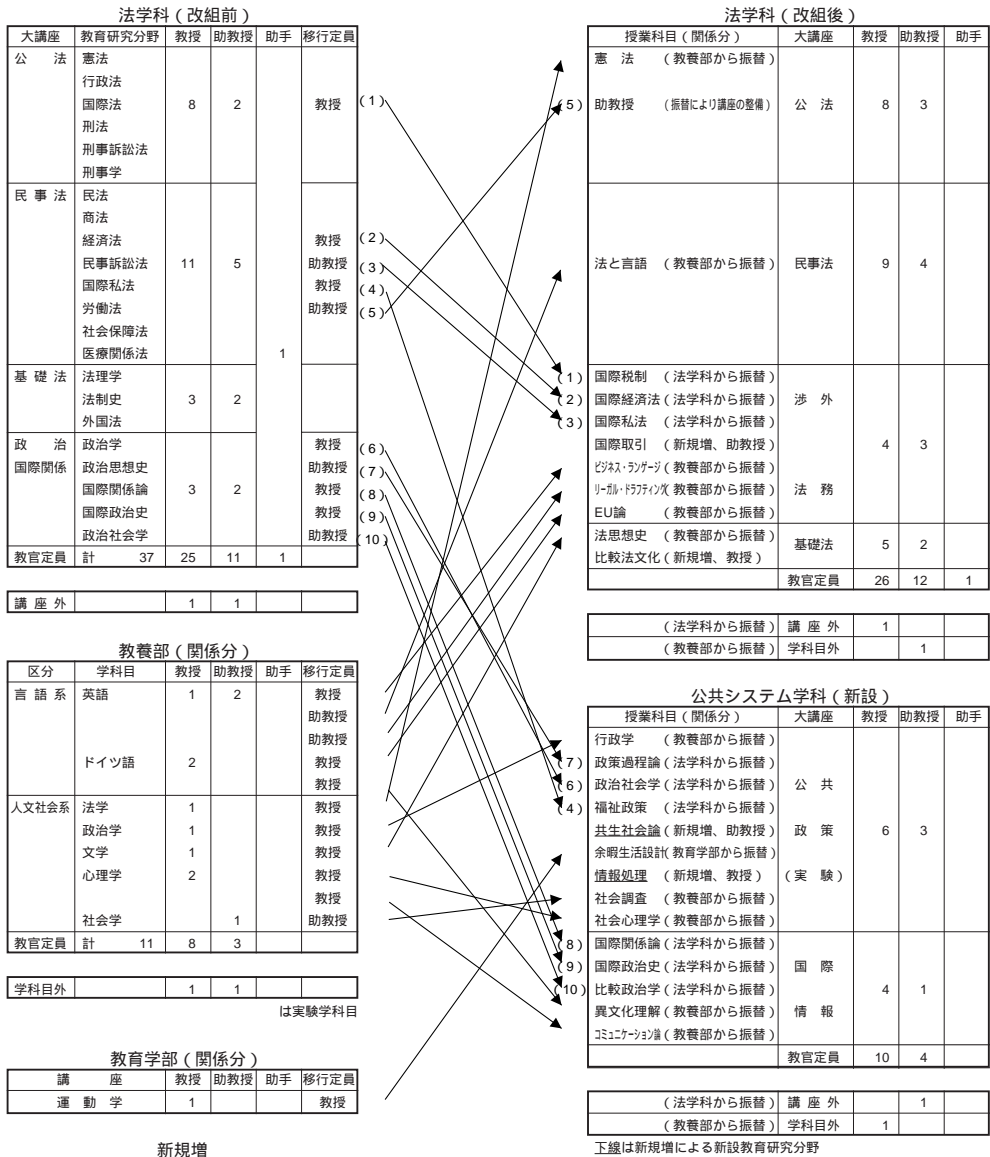


図 2 - 2 教官定員の移行及び関連授業科目

的に専門性を高めることができた。公共システム学科は、公共政策、国際政治各大講座いずれも、現代社会の要請にこたえ得る先端的科目を備える実験講座となった。

このような構想を立てるに当たって、教員定員については、教養部及び教育学部から移行する定員をポスト名と分属希望教官の専攻領域を念頭に置いて各講座の新設・拡充計画が成り立つような教育科目を設定して各講座に配置した。学生定員については、教育学部は学生定員を削減する縮小改組をしたので、その学生定員10名の移行を受け、それとともに教授定員1名の移行を受けた。また新規定員増10名の要求が認められ、3年次編入定員10名の実現もあり、これらに伴う教員定員増があった。しかし臨時増募定員10名減となり、残りの10名は後に削減された。なお、これらは1996年度概算要求として当初教授会が承認したものと一部異なる点もあるが、それは7月に最終的な概算要求書を提出するまでに文部省との折衝において生じた部分的変更であり、いずれも教授会に説明の上了承されたものである。さらに公共システム学科の実験講座化をめぐることは、当初公共政策大講座のみと考えられたが、最終段階で国際政治大講座を含めて2講座とも実験講座となった。

かくして法学部は、国立大学の法学部としては数少ない2学科構成となった。しかも公共システム学科は、旧来の政治学科スタイルを超克して現代社会の要請にこたえるもので、国立大学にはじめて設置されたものである。また法学科の渉外法務大講座も国立大学としては、はじめてのものであり、法学部は全体として極めて充実した講座編成を有することになったのである。

#### カリキュラムの改革 - 「新々カリ」の導入 -

この拡充改組に伴って、カリキュラムの改正が行われた。いわゆる「新々カリ」である。教育体制等検討委員会（委員長；評議員・鴨野幸雄教授）における集中的な検討と教授会での審議を重ねて、公共システム学科のカリキュラムを整えるとともに、法学科については、従来のコースⅠ、コースⅡのコース制の趣旨が必ずしも明確でなかったので、新たに教育目標及び卒業後の進路を自覚してコア・カリキュラム制による「法律実務コース」「国際法務コース」及び「総合現代法コース」の3コースを設けた。

演習については、従来の「演習Ⅰ」（必修・3年後期～4年前期）、「演習Ⅱ」（4年後期）に替わって「演習」を3・4年通年で開講し4単位必修、8単位まで履修可能とした。それに伴い従来の「基礎演習」は2年後期のみを開講となった。

外国書講読については、「外国書講読Ⅰ」（2年後期～3・4年前期、4単位・ただし分割履修可）と「外国書講読Ⅱ」（3・4年前期～3・4年後期、4単位・ただし分割履修可）の二つを開設し、外国語能力の養成を重視した。ただし、外国書講読は従来すべての学生について必修であったが、国際法務コース及び公共システム学科のみ必修となった。

また総合現代法コースについては論文指導（8単位）が、公共システム学科については卒業論文（6単位）が新たに必修となった。

## 第2章 法学部

### 教養部所属教官の配置換えと新法学部の発足

以上述べたように、教養部所属教官の学部への分属は、学部により若干の違いがあるが、法学部の場合は、当該教官の希望に従って決定された。教養部の行ったアンケートでは法学部への分属希望は少なかったが、次第に法学部各講座への分属を希望する者が多くなり、最終的には志望者全員がポストと現員がほぼマッチする形で法学部に移ることができた。ただ一つのポストについては、文学部への所属を特に強く望んだ人のために文学部に暫時貸与した。また教育学部からの移行定員については、教育学部の事情から現員の移動はなかった。また、教養部から移動した教官の大学院法学研究科の授業担当については、担当志望の申し出を受けて研究科委員会で審議の上承認することになった。このようにして、1996（平成8）年4月に発足した改組法学部の陣容は表2 - 11のとおりである。

表のうち、畑、金子、平田、山形、楠根、加藤、中村（志）、上野の各教授、生田、青野、高橋の各助教授が教養部からの配置換えである。

1996年4月9日、学部改組後初めての教授会が行われ、同23日、教授会終了後教授会構成員全員で記念写真撮影を行い、次いで夕刻より新任の及川教授、伊勢田助教授の歓迎会も兼ねて懇親会が行われた。かくして温かみある雰囲気の中で新たな教授会の歩みが始まったのである。

また新設の渉外法務大講座については、改組後新設ポストの人選が進められ、「国際経済法」に川島富士雄助教授を、「国際取引」に横溝大助教授を、「国際税制」に占部裕典教授を、そして「ヨーロッパ社会文化論」に仲正昌樹助教授を迎え、改組後約2年で渉外法務大講座は、一応の立ち上がりをみるようになった。他方、公共システム学科においては、1999年4月より新設科目の「情報処理」に河村和徳助教授を、同じく「社会調査」に樋口博美助教授を迎え、残る「公共政策論」（「余暇生活設計」を変更した科目）については専任教官の選考が目下進行中である。

### 2 学科体制とその運営

学部の運営については、改組後、2学科に学科長（任期1年）が新設され、初代の法学科長に深谷松男教授、公共システム学科長に鹿島正裕教授が選出されたが、基本的には従来どおり教授会を中心に、学部一体として運営する方針が採られた。すなわち教授、助教授をもって教授会を構成し、学部内委員会の組織は従来どおりであり、学部内委員と学内委員の選出方法も従来どおり、教授会で投票又は学部長の指名により選出し、予算は教授会で審議して研究費は原則として均等に配分する、などである。ただ公共システム学科が新設学科として特に協議する必要があるときは、学科会議を開き、また講座内で点線枠（専門領域）を超えてポストの利用をするときは、教員選考等検討委員会報告に沿って、大講座教官の協議を行ってきた。改組時の1996年度の委員は既に、前年度において選出済みであったので、各棟委員だけを追加した。教養部から配置換えの教官の研究室は、「総合教育棟」と名称変更した従来の教養部棟にあるため、各棟委員を総合教育棟に研究室を有



## 第2章 法学部

する教官から1名選出することにしたのである。

また学科ごとの学生の振り分けは、1年次終了時点において行うことになり、1996年度入学生より適用され、1997年4月、1996年度入学生について最初の「法学科」「公共システム学科」の配属が行われた。受験ないし入学時に学科を選択させるよりも、法学概論・政治学概論その他の科目の受講等を通じて法学部で学ぶことについての知見を深めた上で、自己の進路を考慮しつつ選択する方が良いとの考え方に立つものである。

### 大学改革と人事の動き

この間のいわゆる全国的な「大学改革」は、法学部の人事面にも大きな影響を与えた。東京大学及び京都大学の法学部は、いわゆる「大学院重点化」により、数年前には想像のできなかった組織の拡大を行い、また私立大学も従来の発想にとらわれない多様な人材を求める傾向を示すようになった。かかる動きに應ずるだけの人材は、大学院、助手クラスの若手研究者のみによって埋められるものでは到底なく、全国的に大学間の「引き抜き」による教官の移動を誘発することとなった。必ずしもすべてがその動きと直接連動するわけではないが、90年代に入って、法学部教官の移動が他学部と比較しても頻繁になったことは否めない。

人事の動きという点で言えば、ことに1993年度には定年退官の岩佐幹三教授、外国人短期任用の王希亮助教授を含め、渡辺康行助教授、上嶋一高助教授、岩井宜子教授、松久三四彦教授、亀本洋助教授、相内信助教授の8教官が法学部を去り、地元新聞に「金大法学部の頭脳流出」として取り上げられるに至った。このような動きに加え、組織改革に伴う新規増のポストにかかる人事選考が加わり、法学部は、教官の人事選考にかなりの労力を割くこととなった。しかしながら、法学部全体の努力により人事選考は比較的順調に進み、例えばこれに続く1994年度には、遠藤功教授、神橋一彦助教授、鈴木左斗志助教授、尾島茂樹助教授、曾野裕夫助教授、大矢根聡助教授、李炯喆助教授の7名の教官を採用している。かくして、教官の激しい移動にもかかわらず、研究・教育の水準にいささかの停滞ももたらすことがなかったと言ってよいであろう。

他方、この時期の大学の変化の一つとして、外国人教官を積極的に招聘したことを挙げておきたい。すなわち1992（平成4）年以降、外国人教員短期任用（任期2年以内・再任を妨げない。）として、王希亮助教授（中華人民共和国、政治学担当：1992～1993年）、李炯喆助教授（大韓民国、比較政治学担当：1994～1999年）、ポール・ミッドフォード（Paul Midford）助教授（アメリカ合衆国、講座外のちに比較政治学担当：1997年～現在）が迎えられた。また任期をつけない形で、宋安鍾助教授（大韓民国、国際政治学担当）を1998（平成10）年10月に採用し、1999年6月付けで更にもう1名の外国人教官（国際取引担当）を採用の予定である。



## (4) 入学門戸の開放 入試制度

入試の多様化も、この間の法学部改革の中で逸することのできないものである。

### 一般選抜

まず、一般入試選抜については1987年度から1993年度までいわゆる「連続方式A日程グループ」で入試を行ってきたが、1994年度より分離分割方式に移行した。試験教科・科目は、センター試験については前・後期とも従来どおりの5教科6科目、個別学力検査については、前期は国語と外国語、後期は、広く社会・文化に関する課題文を示して論述させる小論文により二次試験を行うこととした。このように分離分割方式に移行したのは、後期の定員枠が少ない法学部志願者のために受験機会を増やすためであり、また小論文試験を行うことにしたのは、論理的思考力と表現力に優れた学生を入学させ、法学部学生の活性化を図るためである。そして1997年度より試験教科・科目が若干改定され、二次試験前期は、外国語に加えて、数学又は国語のいずれか1科目、計2科目となった。

### 特別選抜

特別選抜としては、「帰国子女試験」を1992年度より、「私費外国人留学生試験」を1994年度より実施している。

### 編入学試験

一度他学部に入學しながら、法学部に転ずることを希望する学生のために、法文学部法学科時代以来、転学部（転学科）試験を実施してきたが、金沢大学の枠を超えてこのような進路変更や、一定の学修経験を有する社会人あるいは短大・高専卒業者の継続学習の希望を満たすため、1994年9月、1995年度第3年次編入学試験（定員若干名）を実施した。このときは募集から願書締切まで1ヵ月余りの短時日であったが、若干名の募集に対し、28名が応募し、27名が受験した。英語と小論文（社会科学に関連した問題）の筆記試験並びに面接の結果、8名が合格した。法曹関係の仕事や特許実務の勉強をしたいなど、大学、法学部で何を学ぶか目的意識の明確な学生（社会人）が多いのが特徴と言えよう。それ以来の実績に基づき、1998年度より編入学定員10名が認められた。

### 高等学校との意見交換

法学部では以前より北陸3県高等学校長との入試懇談会を実施してきたが、1996年度よりこれと併せて、北陸3県高等学校進路指導者と法学部との懇談会を実施している。ここでは主として入試の在り方や授業内容、さらには学生の卒業後の進路が取り上げられている。例えば後期小論文試験の試験時間を3時間から2時間半に改めたのは、この会合における高校側からの意見を踏まえたものである。また新設の公共システム学科についての

## 第2章 法学部

情報提供も近年行われている。

### 大学院入試

大学院入試についても、従来の一般選抜に加えて、社会人及び外国人特別選抜が実施されている。すなわち1994年度入試より、従来の一般選抜方式に加え、外国語試験の負担を緩和し面接試験の結果を重視した社会人特別選抜と外国人特別選抜を実施している。大学改革の流れはいわゆる「大学院重点化」の方向を示しており、1995年度に1度実施した二次募集を、1999年度入試より恒常化するなど、入試の在り方に関する検討は目下進行中である。

### (5) 大学院社会環境科学研究科の設置と法学部

大学改革の主目標の一つである大学院重点化を目指して、人文・社会科学系の博士課程総合大学院として、大学院社会環境科学研究科（後期3年博士課程）が発足したのは、1993（平成5）年4月1日であった。この研究科の構想から設置運動、そして具体的設備に対して、法学部は文学部及び経済学部とともに学部選出の委員を送って参画し、共同して進めてきたが、その取り組みの初期においては、法学部内部では大学院法学研究科（修士課程）に博士課程を積み上げ方式で設置すべきであるとの意見が強かったものの、具体的には学部代表の委員にゆだねたままで、学部全体としてはやや反応が鈍かった。そして1986（昭和61）年の「人文・社会科学研究科」設置構想の「社会科学専攻」の中に法学部教授12、助教授4により「法科学講座」を立てるとし、この構想を維持する状態がしばらく続いた。しかし1989年12月、金沢大学が新潟大学、岡山大学と共同で「人文・社会科学系大学院（博士課程）の在り方に関する調査研究報告書」を提出し、次いで文部省より大学改革等調査経費を受けて、文部省と折衝を重ねるようになったころから、法学部もこれに積極的に取り組むようになった。そして1991年6月の「金沢大学大学院人文・社会科学研究科（博士課程）設置構想」において、人文・社会科学研究科を社会科学専攻、人間科学専攻、文化科学専攻の3専攻とし、社会科学専攻が社会機構講座と政策科学講座の2講座から成るとなったが、これに対しては、2専攻とすること、社会科学専攻などよりももっと新味のある専攻を立てる必要があることなどの課題があることとのことで検討の結果、法学部としては「社会環境科学専攻」を立てることを求めるとの意見を委員を通して提出した。そして、最終的に文部省との間で「社会環境科学研究科」として進めることになった。

法学部は1992年4月、長い間法学部選出の委員を務めた五十嵐正博教授に加えて井上英夫、松久三四彦両教授を委員に選任して、具体的準備に入った。独立総合大学院であるところから、学部ないし講座の組織のままこの研究科に参加する方式ではないので、研究科担当教官としては、研究科に参加するについて、法学部は原則として教授全員の参加と

いう方針を立てた。そして岩佐幹三学部長、深谷松男、鴨野幸雄両評議員及び前記3名の委員が協議しつつ設置審その他の細部の準備・対応に当たった。こうして、2専攻・4講座のすべてに法学部から教授16名（関係兼任1名）が加わってスタートしたのであった。1996年に実行定員を増員したとき、法学部は22名となった。

社会科学研究所は研究科委員会の下に運営委員会を置いてその運営に当たらせているが、法学部は毎年度2名の委員を推薦し、1993年度から1996年度の間は、専攻長に鹿島正裕、徳本伸一、鴨野幸雄、梅田康夫の各教授を送り、また1997年には、研究科委員会委員（担当教官）の選挙により研究科長に深谷松男教授を送って、その運営に協力してきた。

## （6）自己点検評価

「開かれた大学」への試みの一つとして自己点検評価が挙げられる。法学部の点検評価の取り組みは、教育体制等検討委員会を設置した時に、その中に点検評価の小委員会を設置したのに始まる。他方全学の点検評価が始まり、各学部点検評価委員会を設置するとの方針が立てられたことに対応して、法学部は、従来の小委員会を独立させて、1993年4月、法学部点検評価委員会を設置した。委員は、委員長の鴨野幸雄教授のほか、長沼範良、井上英夫、櫻井利夫の各教授であった。委員会は教育研究の目的とその具体的実現方法、それを支える組織運営の在り方、教官の研究活動及び学生による授業評価などにつき現状認識と分析を行い、学部全教官の協力を得て、総合的点検評価を行った。そしてその報告書『金沢大学法学部の現状と課題 - 法学部の発展に向けて -』（128頁）は、1995年2月に発行された。この報告書の「はじめに」において、「本学部の10年余の歩みは、それ自体が、小さなものであれ、法学部の存在意義にかかわる研究教育の高度化・活性化を求める改革の連続であった。（中略）[このような]改革の歩みの連続の中で、今日の大学教育の改革の時代に対処できるものを与えられた来たというだけでも、感謝というべきであろう。」と記されている。

### 今後の展望

大学がその歴史を編むということは、それ自体が長期的視野に立つ総合的な点検評価作業の一部であり、あるいは少なくともそのような点検評価のための基本資料作成作業といえることができよう。編纂委員会はそのような資料作成の一端を担ったにすぎないのであるから、法学部50年の歴史の総括をしてその展望を考えることは、本編の読者に託したいと思う。ここにはその一助となるものを記して「今後の展望」に代えることとする。

法学部の法文学部法学科創設以来の50年の歩みは、変動の激しい現代史の中で、とりわけ戦後日本社会の混乱・回復・昂揚・緊張の中での歩みであった。そのはじめは、法治国家的安定性と既存の統治構造を所与の前提とし、その学問的分析が法学部ないし法学・政治学の任務であるという伝統的な法学部像を求める歩みであったし、それで良かった。し

## 第2章 法学部

かし1990年代に入って、国際的にはソ連・東欧圏の社会主義体制の崩壊、国内的には連立政権の誕生、経済的にはバブル崩壊に伴う長期の不況、そして社会的にはオウム真理教事件や阪神大震災など危機管理の在り方を問う事件の続発など、既存の社会構造、統治構造、あるいは広く国民の価値観に大きな動揺をもたらす事件が相次ぎ、あるいは価値観の多様化ないし分裂が露呈した。このような現実において、法学・政治学に対してより高度の理論構築と実際的対応が要求されるとともに、法学部に対して、法学・政治学の基礎知識や基礎的理論に加えて政策立案能力や社会情勢に対する分析能力と動態的視野を備えた人材の育成が求められている。

前述の大学改革に当たって、それが直接的には大学設置基準の大綱化をはじめとする文教政策の変化によるものではあるが、法学部は、改革に取り組む基本的姿勢の問題として、今日における法学部の自己認識をめぐって多くの論議を重ねた。その結果法学部は、次のように主体的に改革の理念を構築してきたと言える。1991（平成3）年に設置された教育体制等検討委員会が学部教育等検討委員会と並行して進めた論議を経て、1993年12月教授会に提出した「法学部教育課程の改革案」（第7節第2項の新カリキュラムの策定）及びそれに先行する中間報告において、新しい時代の法学部の理念が部分的ながら提示され、教授会は論議を重ねた後にこれを承認した。次いで1994年、その教育課程を担うに足る教育研究組織を目指して改組を進めた将来構想検討委員会（その委員選出の方法は教育体制等検討委員会とほぼ同じ）及びその小委員会において、その理念はより積極的に形成されていった。その結果が、教授会の承認を得て文部省に提出した『法学部の改組計画（平成7年7月17日）』（第7節第3項の法学部改組計画の基本構想）の冒頭に掲げられた「法学部の教育に対する現代社会の要請」と「法学部の目指す教育・研究の目標」となった。このような全学部的論議において生み出されたものを、それらの文書から抽出し整理した形で提示したものが、前出の『金沢大学法学部の現状と課題』（1995年）の19頁にある。そこでは、我が「法学部の基本理念」につき、「個性化、総合化、情報化及び国際化の方向」を挙げて、次の諸点を目標とすることにあるとしている。

- (1) 契約社会化・訴訟社会化といわれる状況が進行する中で、实际的・実務的法知識と法的思考力を備えた人材の養成。
- (2) 複雑多様な社会問題の多発する都市型社会の中で、討論・説得能力に加えて総合的判断能力と多面的調整能力を備えた人材の養成。
- (3) 国や地方自治体及び企業等における新たな課題に対する政策・企画の立案・遂行を担いうる基礎的能力を備えた人材の養成。
- (4) 国際化・高度情報化の進行している今日、広克的確な国際的視野をもち、情報処理能力と調査分析能力を備えた人材の養成。
- (5) 社会的存在としての人間形成のための教養教育が法学教育に必須であることを認識させ、幅広い教養教育と専門教育を有機的に結合させて、複眼的観察力と論理的思考力に習熟した

人材の養成。

これはまた、法学部50年の歴史の一つの結実、したがってまた多くの先輩・同僚及び学生と事務職員の歴史的営為の一つの到達点であり、そして法学部の歴史的展望を方向付けるものであろう。わが法学部の新たな歴史の一步が既にここから踏み出されていることを確認しつつ、筆をおく。



写真2-1 金沢大学法学部（1996年4月23日）

## 附 録

資料2 - 1 法学部略年表

年 月 日	事 項	関 連 事 項
1949. 5. 31 (昭和24)	金沢大学開学。法文学部設置、法学科(9学科目、入学定員200人)	教育基本法・学校教育法 国立学校設置法(47)
55. 6.	金沢大学法政学会設立、機関誌『金沢法学』発行	
58. 4. 1	専攻科(法学専攻)設置。入学定員改訂(180名)	安保改定反対闘争(60)
63. 5. 28	法文学部新築校舎への法学科移転完了	いわゆる38豪雪(63)
65. 4. 1	法学科より経済学科の分離・設置(入学定員100人)	
71. 4. 1	大学院法学研究科(修士課程・法律学専攻)設置(9講座、入学定員18名)。専攻科法学専攻廃止	大学紛争(69~70)
76. 4. 1	法学研究科入学定員改訂(18人 20人)	
79. 2.	共通一次入試導入、二次試験に国語と外国語を指定	総合移転方針決定(78)
80. 4. 1	法文学部分離改組により法学部発足(4大講座、入学定員180人)	文学部・経済学部設置角 間を移転候補地に決定 (80)
80. 6. 25	キャンパス施設委員会を設置	
81. 3.	学部教務委員会(3人制)を設置	
84. 4. 1	法学研究科の入学定員5人を経済学研究科に移行	経済学研究科の設置
86. 12. 9	「教員選考等に関する申し合わせ」、ついで教員選考等検討委員会を設置	(84)
87. 2.	連続方式A日程による入試の実施	
87. 6. 2	入試問題検討委員会を設置	
88. 4. 1	入学定員改訂(臨時増募)(180人 200人)	
89. 8. 23	角間キャンパス新校舎への移転完了	学部教育等検討委員会 の設置(91.3)・大学改 革の開始
91. 9. 24	設置基準大綱化のため教育体制等検討委員会を設置	
94. 2.	分離分割による入試方式を採用・実施	
94. 4. 1	入学定員改訂(一般増募)(200人 215人)。課程区分の廃止による新カリキュラムの実施	社会環境科学研究科(博士・独立)発足(93)
94. 9.	3年次編入試験実施(8名合格、98年度に定員化10人)	
95. 2. 28	点検評価報告書『金沢大学法学部の現状と課題』発行	
96. 4. 1	大学改革の学部改組により法学科を改組し、公共システム学科増設。6大講座・入学定員225人。新々カリキュラムの実施。教養部より教官11名の配置換え	教養部の改組転換による 各学部の改組(96)
96. 7.	北陸3県高校進学指導者に法学部説明会(以後毎年)	
97. 2.	二次試験前期科目を外国語と国語又は数学に改定	

## 資料2 - 2 法学部歴代教官一覧

法文学部法学科以来の在職教官（専任講師以上）につき、法文学部法学科時代、法学部1学科時代、同2学科時代に分けて講座別かつ着任順に、氏名〔担当科目、官職、在職期間〕を記す。なお、公法・民事法ではいわゆる点線枠別にした。在職期間につき例えば「50～60」は、1950年度～1960年度の間に在職の意味である。

《法文学部法学科時代 1949年～1979年》	
憲法・行政法	松岡修太郎〔憲法、教授49～52〕、相内俊雄〔行政法、講師50～66〕、森順次〔憲法、併任教授56～57〕、野村敬造〔憲法、講師58～60、助教授60～66、教授66～77〕、野中俊彦〔行政法、講師67～69、助教授70～79、教授79〕
国際法	秋保一郎〔国際法・国際政治、教授46～65〕、藤田久一〔国際法、講師67～69、助教授70～73〕、水上千之〔国際法、助教授77～79〕
刑法・刑事訴訟法	岩崎二郎〔刑法、助教授49～57、教授57～62〕、香川達夫〔刑法・刑事訴訟法、講師52～53、助教授53～62〕、岡部泰昌〔刑事訴訟法、講師62～66、助教授67～78、教授78～79〕、村崎精一〔刑法、教授66～76〕、伊東研祐〔刑法、講師79〕
民法	島津一郎〔民法、助教授49～55〕、清水兼男〔民法・労働法、教授50～70〕、園田格〔民法、講師53～56〕、中川高男〔民法、講師55～61、助教授62～65〕、三島宗彦〔民法、助教授57～64、教授64～65〕、中川善之助〔民法、併任教授50、57～58〕、深谷松男〔民法、講師59～66、助教授66～75、教授75～79〕、石川稔〔民法、講師66～67〕、徳本伸一〔民法、講師69～72、助教授72～79〕、東海林邦彦〔民法、講師72～74、助教授74～78〕
商法	品川登〔商法、助教授51～62〕、和座一清〔商法、講師54～58、助教授58～69、教授69～79〕、布村勇二〔商法・経済法、助教授66～75、教授75～79〕、満田重昭〔商法・経済法、講師67～69、助教授70～76〕
民事訴訟法・国際私法	長谷川理衛〔国際私法、教授49～52〕、中沢徳〔民事訴訟法、講師51～60〕、佐々木吉男〔民事訴訟法、助教授63～69、教授69～79〕
社会法	佐藤進〔労働法・社会保障法、講師54～57、助教授57～66、教授66～71〕、前田達男〔労働法、講師74～76、助教授76～79〕
法理・法史学	三代川潤四郎〔法理学、講師51～53、助教授53～68、教授69～79〕、服藤弘司〔日本法制史、助教授53～57、教授57～66〕、海原文雄〔西洋法制史、講師56～58、助教授58～64〕、三戸寿〔ローマ法、教授57～71〕
政治学	三由信二〔政治学、助教授49～52〕、鈴木寛〔政治学、講師52～55、助教授55～69、教授69～79〕、岩佐幹三〔政治思想史、講師59～69、助教授69～78、教授79〕、福田茂夫〔国際関係、講師54～58、助教授58～69、教授69～70〕、前田慶穂〔政治史、講師55～64、助教授64～71、教授71～79〕
《法学部1学科時代 1980年～1995年》	
公法	野村敬造〔憲法、教授80～86〕、野中俊彦〔憲法、教授80～89〕、茂呂実〔行政法、教授80～92〕、鴨野幸雄〔行政法・憲法、教授80～95〕、渡邊康行〔憲法、助教授88～93〕、亘理格〔行政法、教授92～95〕、

	<p>神橋一彦〔行政法、助教授94～95〕、笹田栄司〔憲法、教授95〕</p> <p>水上千之〔国際法、助教授80～81、教授82～83〕、佐分晴夫〔国際法、助教授84～86、教授87～91〕、五十嵐正博〔国際法、講師84、助教授85～89、教授90～95〕、小畑郁〔国際法、助教授92～96〕</p> <p>岡部泰昌〔刑事訴訟法、教授80～84〕、伊東研祐〔刑法、講師80～82、助教授82～87〕、岩井宜子〔刑事学、助教授82～83、教授84～93〕、振津隆行〔刑法、助教授84～89、教授89～95〕、長沼範良〔刑事訴訟法、講師85、助教授85～93、教授93～95〕、上嶌一高〔刑法、助教授89～93〕、相内信〔刑法、助教授90～93〕、鈴木左斗志〔刑法、助教授94～95〕、久我澗子〔刑事学、教授95〕</p>
民 事 法	<p>深谷松男〔民法、教授80～95〕、徳本伸一〔民法、助教授80～81、教授82～95〕、中松纒子〔民法、助教授80～84〕、中馬義直〔民法、教授83～84〕、大川由美子〔民法、講師85～86、助教授86～95〕、松久三四彦〔民法、助教授85～90、教授91～93〕、尾島茂樹〔民法、助教授94～95〕、曾野裕夫〔民法、助教授94～95〕</p> <p>和座一清〔商法、教授80～85〕、布村勇二〔商法・経済法、教授80～85〕、中島史雄〔商法、教授80～95〕、西山芳喜〔商法、講師81～83、助教授84～89、教授90～95〕、稗貫俊文〔経済法、助教授86～87、教授87～90〕、春田博〔商法、助教授87～94〕、岡田外司博〔経済法、助教授92～95〕</p> <p>佐々木吉男〔民事訴訟法、教授80～92〕、清田明夫〔民事訴訟法、教授80～95〕、出口耕自〔国際私法、講師85、助教授86～91〕、神前禎〔国際私法、助教授92～94〕、遠藤功〔民事訴訟法、教授94～95〕、元永和彦〔国際私法、助教授95〕</p> <p>前田達男〔労働法、助教授80～81、教授82～95〕、小川政亮〔社会保障法、教授80～84〕、名古屋功〔労働法、講師84～85、助教授85～92、教授93～95〕、井上英夫〔社会保障法、助教授85～88、教授88～95〕</p>
基 礎 法	<p>三代川潤四郎〔法理学、教授80～86〕、佐藤正滋〔外国法・英米法、教授80～95〕、中村茂夫〔東洋法制史、教授82～90〕、梅田康夫〔日本法制史、助教授82～88、教授88～95〕、桜井利夫〔西洋法制史、講師84～86、助教授86～92、教授92～95〕、亀本洋〔法理学、助教授87～93〕、中村正人〔東洋法制史、助教授91～95〕、浅野有紀〔法理学、助教授95〕</p>
政治・国際関係	<p>鈴木寛〔政治学、教授80～89〕、前田慶穂〔政治史、教授80～86〕、岩佐幹三〔政治思想史、教授80～93〕、鹿島正裕〔国際関係、講師83、助教授84～88、教授88～95〕、西村茂〔政治社会学、助教授85～93、教授93～95〕、定形衛〔国際政治史、助教授90～94、教授95〕、王希亮〔国際政治学、助教授92～93〕、大矢根聡〔政治過程論、助教授94～95〕、李炯喆〔国際政治学、助教授94～95〕</p>

《法学部2学科時代 1996年～現在》

法学科	
公 法	<p>鴨野幸雄〔憲法、教授96～〕、亘理格〔行政法、教授96～97〕、笹田栄司〔憲法、教授96～〕、畑安次〔比較憲法、教授96～〕、神橋一彦〔行</p>



	政法、助教授96～〕 五十嵐正博〔国際法、教授96～〕 振津隆行〔刑法、教授96～〕、久我澗子〔刑事学、教授96～〕、安村勉〔刑事訴訟法、教授97～〕、安田拓人〔刑法、助教授97～〕
民 事 法	深谷松男〔民法、教授96～98〕、徳本伸一〔民法、教授96～〕、大川由美子〔民法、教授96～〕、尾島茂樹〔民法、助教授96～〕、曾野裕夫〔民法、助教授96～97〕 中島史雄〔商法、教授96～〕、西山芳喜〔商法、教授96～〕、伊勢田道仁〔商法、助教授96～〕 清田明夫〔民事訴訟法、教授96～〕、遠藤功〔民事訴訟法、教授96～〕 前田達男〔労働法、教授96～〕、名古道功〔労働法、教授96～〕
渉 外 法 務	元永和彦〔国際私法、助教授96～98〕、金子靖孝〔外国語表現法(独)教授96～〕、平田好孝〔外国語表現法(独)教授96〕、生田省悟〔外国語表現法(英)助教授96、教授96～〕、川島富士雄〔国際経済法、助教授96～〕、横溝大〔国際取引、助教授97～〕、仲正昌樹〔ヨーロッパ社会文化論、助教授97～〕、占部裕典〔国際税制、教授98～〕
基 礎 法	梅田康夫〔日本法制史、教授96～〕、櫻井利夫〔西洋法制史、教授96～〕、中村正人〔東洋法制史、助教授96～〕、浅野有紀〔法理学、助教授96～〕、及川光明〔外国法、教授96～〕、青野透〔法思想史、助教授96～97、教授98～〕
公共システム学科	
公 共 政 策	西村茂〔政治社会学、教授96～〕、井上英夫〔福祉政策、教授96～〕、大矢根聡〔政策過程論、助教授96～〕、山形恭子〔社会心理学、教授96～〕、楠根重和〔国際コミュニケーション論、教授96～〕、高橋涼子〔共生社会論、助教授96～〕
国 際 政 治	鹿島正裕〔国際関係、教授96～〕、李炯喆〔国際政治学、助教授96～98〕、加藤喜代志〔政治発展論、教授96～〕、松野みどり〔異文化理解、教授96～〕、Paul Midford〔比較政治学、助教授97～〕、宋安鐘〔国際政治史、助教授98～〕
法 学 部 共 通	中村志郎〔英語、教授96～98〕、上野英雄〔ドイツ語、教授96～98〕

資料2-3 歴代学部長・評議員名簿

在任期間	学部長	評議員
昭和55. 4.1～ 57. 3.31	三代川潤四郎	野村 敬造 佐々木吉男
57. 4.1～ 59. 3.31	野村 敬造	前田 慶穂 佐々木吉男
59. 4.1～ 61. 3.31	野村 敬造	和座 一清 佐藤 正滋
61. 4.1～ 63. 3.31	野中俊彦	岩佐 幹三 深谷 松男
63. 4.1～ 2. 3.31	佐々木吉男	深谷 松男 野中 俊彦
平成 2. 4.1～ 4. 3.31	佐々木吉男	深谷 松男 岩佐 幹三
4. 4.1～ 6. 3.31	岩佐 幹三	深谷 松男 鴨野 幸雄
6. 4.1～ 8. 3.31	深谷 松男	鴨野 幸雄 前田 達男
8. 4.1～ 10. 3.31	鴨野 幸雄	前田 達男 徳本 伸一
10. 4.1～ 現在	鴨野 幸雄	徳本 伸一 鹿島 正裕

第2章 法学部

資料2 - 4 金沢大学法学部入学者数調べ

入学年度	入学定員	志願者	受験者	合格者	入学者	入学者地区別内訳											外国人留学生外数 計 (内字数)
						北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	その他	
55	180	491	475	181	179	9	21	17	55	44	24	2	3	4			179(15)
56	180	397	378	181	180	18	12	18	68	34	25	3		2			180(20)
57	180	329	318	180	180	9	13	24	73	35	18	5	2	1			180(24)
58	180	323	306	180	180	16	7	13	79	40	20	1	2	2			180(27)
59	180	302	292	180	180	11	11	15	76	40	20	4		3			180(22)
60	180	364	346	181	180	10	13	15	85	27	23	1	3	3			180(21)
61	180	366	343	180	180	13	18	4	78	37	17	4	8	1			180(19)
62	180	1,088	915	245	180	16	23	11	65	41	13	3	3	5			180(26)
63	200	912	811	296	200	15	16	21	56	44	38	3	4	3			200(39)
元	200	955	882	389	200	13	31	22	68	37	22	1	3	3		[1]	200(42)
2	200	791	762	239	202	2	19	13	71	53	32	4	3	5			202(50)
3	200	663	631	223	200	5	13	12	75	54	31	3	4	3			200(53)
4	215	513	484	276	235	7	12	16	98	66	32	1	2	1			235(60)
5	215	743	713	254	215	14	7	11	96	53	26	3	1	3	1	[1]	215(85)
6	215	796	666	240	216	14	6	16	107	51	19	1		2			216(72)
7	215	866	680	241	215	10	13	16	89	60	19	5	1	1	1	[2]	215(98)
8	225	791	657	253	227	16	12	18	90	57	22	3	3	5	1		227(88)
9	225	637	499	256	231	13	7	20	87	71	21	4	1	6	1	[2]	231(82)
合計	3,550	11,327	10,158	4,175	3,580	211	254	282	1,416	844	422	51	43	51	6	[6]	3,580(843)

資料2 - 5 産業別就職状況

卒業年度 産業別		法学部														
		1983 (S58)	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	
農 林 水 産 業			1													
鉱 業									1	1	1	2	1			
建 設 業		1	4	5	5	3	5	3	5	2	1	11	7	7	9	
製 造 業		24	30	36	26	21	31	30	32	26	35	21	23	25	18	
電気・ガス・水道業			1	3	2	3	3	2	4	4	5	3	5	2	2	
運輸・通信業		9	10	1	8	11	12	10	10	9	6	17	13	14	15	
卸売・小売業		7	6	6	10	7	9	11	6	10	5	9	7	14	13	
金融・保険業		29	29	26	37	39	36	49	38	41	40	37	33	35	30	
不動産業				1	1	2	1	1			2		1		1	
マ ス コ ミ			5	2	6	8	4	4	5		8	4		3	3	
法 務			2	2	4	2	1				3	2	4	3	5	
サ ー ビ ス 業		4	11	18	12	8	8	12	7	15	11	8	12	11	5	
公 務 員		46	63	44	62	53	48	42	47	55	42	37	52	56	60	
教 育 他		4	3	2		2	3	3			2			2	5	
そ の 他										2	1	1		2	1	
進 学		2	3	6	5		6	4	3	10	16	13	15	11	14	
計		126	168	152	178	159	167	171	158	175	178	165	173	185	181	

資料2 - 6 法学研究科入学者

法学研究科入学者				法学研究科修了者	
入学年度	本学出身者	他大学出身者	合計	修了年度	合計
昭和46年度	6	2	8	昭和46年度	0
47	5	1	6	47	0
48	-	-	0	48	5
49	2	3	5	49	8
50	4	1	5	50	0
51	4	0	4	51	2
52	1	1	2	52	1
53	1	1	2	53	4
54	3	0	3	54	1
55	0	1	1	55	1
56	2	1	3	56	5
57	2	3	5	57	1
58	2	0	2	58	3
59	1	2	3	59	3
60	0	5	5	60	2
61	4	0	4	61	5
62	4	2	6	62	3
63	2	2	4	63	4
平成元年度	5	1	6	平成元年度	5
2	4	1	5	2	4
3	2	1	3	3	5
4	3	3	6	4	5
5	12	0	12	5	3
6	7	4	11	6	6
7	3	3	6	7	14
8	3	2	5	8	8
9	6	2	8	9	4
10	4	5	9	10	5

退学者：12名

未修了者：20名

